

令和4年第2回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

令和4年6月15日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（16名）

1番	高橋知子	2番	瀬川照司
3番	飯尾龍也	4番	片岡孝一
5番	高橋時男	6番	高橋勇樹
7番	今枝和子	8番	高田浩視
9番	河村志信	10番	堀部好秀
11番	鏑本規之	12番	黒田芳弘
13番	臼井悦子	14番	道下和茂
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	大野一彦
教育長	川治秀輝	総務部長	原誠
企画部長	高橋誠	市民環境部長	村澤勲
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	青山英治	会計管理者	瀬川清泰

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	内藤睦雄	議会書記	大久保守康
議会書記	山本憲	議会書記	後藤謙治

---

## 開議の宣告

### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 一般質問

### ○議長（黒田芳弘君）

日程第1、一般質問を行います。

3番 飯尾龍也君の発言を許します。

### ○3番（飯尾龍也君）

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず最初は、地方公会計検定資格取得者についてお尋ねします。

まず、これを質問するに当たって、どうしてかという思いも最初に述べたいと思います。

といいますのは、まずここにちょっとお言葉を紹介したいと思うんですけど、「公務員はサービス業であることを念頭に知恵を出し、汗をかき、市政を進めてください」、また次の年度は「知恵を出し、工夫を重ね、多様化する市民のニーズに応えてほしい」。これは、2014年と2015年の藤原市長さんの新入職員に対しての訓辞のお言葉です。これは、私新聞で拝見させていただきました、この市長さんだったら任せていいなあ、このように思い、常々市政を見詰めてまいりました。そういう思いもありまして、ぜひこの公会計はどのようなものになっているかという思いもあり、この質問に入らせていただきたいと思っております。

まず地方公会計制度は、平成26年4月30日に統一的な基準の公表がありまして、財政処理等のマニュアルの作成、また平成27年1月23日は地方公共団体に要請され、平成29年度、平成30年3月末には統一的な基準による財政処理等の作成の完了ということがございました。また、行政というのは現金主義、単式の予算決算で仕組まれておりますが、民間等は複式簿記という形で行われております。また、発生の都度、また期末一括で複式仕訳、固定資産台帳の整備を前提とする公共施設等のマネジメントに活用し、統一的な基準による財政処理等によって団体間の比較可能性を確保するために、こういう公会計制度が導入されたと思っております。

また、固定資産台帳とは、固定資産をその取得から除却、売却処分に至るまで、その経緯を個々に資産ごとに管理して帳簿するもので、所有する全ての固定資産、道路、公園、学校、公民館等について取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであります。また、この固定資産台帳は、財務書類の作成に必要な、備えた補助簿でございますが、施設別、事業別等のセグメント別の財務情報を併せて示すことにより、個別の行政評価や予算編成、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも重要だと思っております。

また、民間事業者によるPPP、またはPFI事業への参入促進にもつながるとともに、非常に大事なものだと思っています。また、この固定資産台帳は公表が大前提でございます。

そこでです。地方公会計をしっかりと認識して運用するためには、ぜひともこの地方公会計を十分理解した者がどのぐらいいるかという思いで、この地方公会計検定資格者を何人いるかということをお尋ねします。まずよろしく願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

**○企画部長（高橋 誠君）**

それでは、地方公会計検定資格取得者の何名在籍しているかという御質問に対してお答えさせていただきます。

地方公会計検定資格取得者の在籍数についてでございますが、市職員に資格取得者はおりませんのでよろしく願いします。

なお、職員の地方公会計制度への理解を深める手だてとしましては、市町村職員中央研修所、市町村アカデミーとありますが、そういったものの研修や、市町村研修センターの主催における複式簿記研修へ職員の参加をさせるなど、公会計制度を理解する取組を行っております。

また、本市では、公会計財務書類作成支援業務を委託しておりまして、委託業務内容の中で、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務4表の見方と、その分析結果などの支援を受けており、その中で理解を深めているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

飯尾龍也君。

**○3番（飯尾龍也君）**

資格取得者は見えないということは理解しました。

また、委託して財務諸表類は作っていただけるということは理解できました。

それで、次になります。固定資産台帳の行政財産と普通財産の割合はどのようになっていますか、お願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

高橋部長。

**○企画部長（高橋 誠君）**

それでは、お答えさせていただきます。

地方公会計制度におけます固定資産台帳として整備しております土地、建物、工作物等は約1万8,000件ほどございます。そのうち、行政財産は95%、普通財産は5%ほどとなっております。以上でございます。

[ 3 番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

それでは、次に、財産取得時の根拠は何で確認されておりますでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

3項目めの質問について、答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

固定資産台帳への財産登録時の確認としまして、取得価額については支払い伝票や歳出経理簿において確認を行っております。

また、取得日につきましては、地方公会計制度においては、多くの経済資源を会計報告する対象とする発生主義を採用し、資産の増加をもって取得日としていることから、地方自治法234条の2第1項において、条文でございますが、普通地方公共団体が工事もしくはその製造その他についての請負契約または物件の買入れ、その他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより契約の適正な履行を確保するため、またはその受ける給付の完了を確認するため必要な監督または検査をしなければならないと規定されておりますことから、本市における財産の取得につきましては、工事もしくは製造その他についての請負契約の検査調書に記載された検査日を取得日として確認をしているところでございます。以上でございます。

[ 3 番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

取得日を今確認してといいますのは、ホームページで固定資産台帳が公開されております。その取得年月日等で1900年1月1日という形で一色小学校の見延字上之町16、JAぎふ糸貫支店、見延字中川原418、旧糸貫西幼稚園、有里字唐金544、見延公園、見延字下河原等、1900年という形のものがございます。といいますのは、これは私の祖先がいた見延一色小学校の上之町16というのはそこに存在しておりましたが、1900年、まだおりました。そういうことがございまして、また見延公園というのも下河原、糸貫川通というのは河原と全く何も無いところでした。河原というのはごみ捨場でした。そういうところが1900年であるはずがないものですから、これが公にネットで公開されているという形になりますと、とても行政としては、ええっどうい確認をしているのかという思いもありましたので今回質問させていただきました。

また、糸貫西幼稚園も、これも親戚がちゃんとしっかり提供して、父親がいたときに買収で設立されているものですから、こういうちょっと誤りのある情報のあるものを提供されては困ると思

まして、再度質問します。

このようなものを訂正する準備はございますか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

高橋企画部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

市の公会計における固定資産台帳において、財産取得日のそういった表記、1900年1月1日となっておりましたことにつきましては、公会計を作成するに当たりまして私どもの理解というか、あり得ない表記の仕方をして統一したという一連のことで表記をしておりましたので、こういったものは実際の取得日とはかなりの違いもございますし、当然誤解を招く表記でありますので、こういったものにつきましては適正な処理をさせていただいて、まずは一旦は年月日不祥なりの表記をさせていただく等、もしくはバー表示をさせていただく等のことをさせていただきながら、また誤解を招く表記を訂正させていただくように配慮したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ぜひとも、やっぱり固定資産台帳ということもちょっと理解してみえないのかなあと思います。要するに固定資産税をもって市政、地方税の基になってまいります。それを徴収する立場の行政のほうがちよっといかなものかなあというものでは、とても市民が納得して固定資産税を納めようかなあ、地方税を納めようかなあという思いにはなりません。やっぱりお互い襟を正しながら、悪いところは直して修正すればいいことだと思います。ぜひとも修正してよろしくお願ひいたします。

次は、個別避難計画についての質問をさせていただきます。

まず個別避難計画なんですけど、これはなかなか難しい問題ですけど、ぜひとも取り組んでいただきたいという思いがあります。といいますのも、私の母が車椅子状態になったもので、あれ、これは避難するためには自分が背負っていかなくちゃいけないのか、ええっどうしようかなあという思いもありまして、いろいろ調べたら、こういう個別避難計画の策定というのがあるんだという思いもありまして、ぜひともこれを質問させていただきたいと思い、この質問になりました。

といいますのは、近年水害の激甚化がありまして、それに伴い今月からですが、線状降水帯の予報もできるようになりまして、確率としては25%ぐらいと言われております。また、岐阜県内の個別避難計画の策定状況、5月31日現在で対象者が15万4,700人、策定済みが2万2,994人、策定率が15%、7市町村では未設定でございます。その中に本巣市が入っているのかなあ、どうかなあという思いもありまして、ぜひともこの計画を策定されているかということをお尋ねしたいと思います。

現在の作成状況をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、現在の作成状況はどれぐらいかについてお答えをいたします。

近年の豪雨災害等におきまして、高齢者、障がい者などの災害弱者の避難が遅れ犠牲になることが多発していることから、令和3年5月には国の災害対策基本法の一部が改正され、優先度の高い避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務とされており、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組むこととされております。

現在の作成状況でございますが、計画作成には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要であるとされていることから、市の社会福祉協議会との計画作成に係る委託契約の下、避難行動要支援者名簿から優先度の高い対象者を抽出し、順次個別に連絡を取り、避難支援等の関係者、これは消防、警察、民生・児童委員、社協、自治会等に対する情報提供への本人同意を得ながら、今年度300人の個別避難計画の作成に努めているところであります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

作成状況は300人程度ということでございます。

実際、避難行動をする場合どのような指標で、またどういう人が対象になるのか。またその優先順位ですね、障がい者等々ございますが、また地域もあるのかなあという思いもあるものですから、ぜひともそこら辺詳しくお答え願いたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、お答えします。

災害対策基本法では、当該市町村に居住する者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人と避難行動要支援者は規定されており、介護、障がい等の例はありますが、国で基準は設けないこととなっております。

このため、本市では、単身世帯で75歳以上の高齢者、単身世帯で要介護3以上に該当する人、単身世帯で身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人を自ら避難することが困難な者としての定義づけを行い、避難行動要支援者の指標としておりま

す。

また、それに準ずる人のうち、単身世帯ではありませんが、災害時に支援が必要で自ら名簿に登録を希望する人につきましても、随時名簿に登録しているところであります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

要支援者は非常に大事だと思います。一人では動けない、誰かの補助がないと動けない、ましてやこの本巢市内は扇状地帯で水が早くはけますので、それこそ1971年の長良川決壊当時の台風みたいなことはなかるうかと思えますけど、あれからもう60年たっております。あのときは本当に水害で苦勞した人は多くございます。また、被害額も多かったと思えます。ぜひともそういうものを早急に個別避難計画を策定してもらい、やっぱり一番災害弱者となるこの要支援者の人をいち早く手当てできるような体制を行政が持っていくことが非常に大切だと思っておりますので、早急に作成をお願いいたします。

それでは、次、3番目の人・農地プランの法制化についてお尋ねいたします。

人・農地プランというのは、来年度、2023年の4月に法制化されまして、地域の農業を地域の人たちで協議しながら、どこの田んぼは誰が耕作するのか、また5年後はどうするのか、10年後はどうするのか、そういうものを法制化するという非常に重要な法案です。

私自身も農業者として農業をやってまいりましたが、なぜ農業をやっているかといいますと、やっぱり食は生きていく上での基本だと思っておりますし、それこそ私の高校の同級生で誰一人農業をやっている人はいませんという思いもあり、ぜひともこういうものをしっかり国の位置づけとして非常に大事だと思い、ぜひともこういうことを早くみんなが理解して、重要性を認識していただきたいと思い、この質問に当たらせていただきました。

また、これは本当に担い手不足で、もうからないからやらない、非常に大変だからやらない、きつい、そういう思いが農業は付きまといますが、いろんな今はIT、スマート農業等がございまして課題解決にいろんな企業が今参入しています。大手も入っています。特に畜産なんかではもうかります。そういうことを知らないから参入しないのかどうか分からないですけど、非常にレッドオーシャンではない、ブルーオーシャンに限りなく近いと思います。誰でも参入ができて、よりよいものを作れば売れるし、またこれは産業としてこれから農業、日本の農産物は円安ですから輸出にも持っていけると思っております。

こういう非常に大切なプランですので、ぜひとも人・農地プランの法制化は大切と思い、まず1つ目の人・農地プランのロードマップはどのようになっていますか、お尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、人・農地プランロードマップについてお答えします。

人・農地プランロードマップとは、地域における農業において、中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者や、地域における農業の将来の在り方などを明確にする人・農地プランを基に、地域の10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な利用の姿を明確化するための将来に向けた農地の集積・集約の目標となる地図でございます。

この目標地図につきましては、令和4年5月20日に人・農地プランを地域計画として法律化する農地関連法が国で成立し、地図作成についてが法律化されました。このため、本市においても、農業委員会を中心に集積が可能と思われる市内農地を対象として、所有者に今後における耕作予定調査を実施するとともに、5年から10年後の将来、農地を誰に担ってもらうかを話し合いながら、目標地図の作成に向けて進めていく予定でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

飯尾龍也君。

**○3番（飯尾龍也君）**

今ロードマップをお示しいただきましたが、次ですが、やっぱりこの人・農地プランを作成する上でも、やっぱり市の農政方針というものも非常に大事だと思っております。やっぱり土地利用型の農業もあり、また施設園芸型もあります。また樹園地もございます。また、山間地の農業もございます。いろいろな多様な農業形態が本巣市はございます。

その中で、市の農政はどのように、明確にそこを人・農地プランに落とし込んでいくのかというものをお尋ねいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、市の農政方針についてお答えさせていただきます。

本市の農地の現状につきましては、令和4年5月時点で市内農地面積は1,867ヘクタールあり、そのうち本巣トンネル以南には1,423ヘクタール、本巣トンネル以北には444ヘクタールの農地がございます。

農政方針につきましては、令和4年3月に本市が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により取り組んでございます。

本巣トンネル以南につきましては、近年、土地利用型農業を中心に担い手農家への農地の集積や集約が進んでおります。しかし、樹園地におきましては、近年受皿となる生産者が減少しており、農地のマッチングに至らない傾向があり、そのため生産者の育成確保や樹園地の跡地利用も含めま

して、優良農地の遊休化をさせない対策を講じていく必要があると考えております。

一方、本巢トンネル以北につきましては、農業者の高齢化及び減少に伴いまして、農業後継者に継承されない、または担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりではなく、周辺農地にも大きな支障を及ぼすおそれがあると考えております。そのため、鳥獣被害対策事業、中山間地域等直接支払交付金、中山間地域担い手育成支援事業や圃場整備事業など、国や県の補助事業を活用しながら、集落営農の推進や経営基盤の安定化を図る活動を継続して支援を行ってまいりたいと思っております。

今後、市南部・北部ともに耕作やすい環境を整え、担い手の確保や農業経営、農業者のための支援策を継続して実施し、耕作者が安定した農業経営ができるよう積極的に推進していく方針でございます。以上でございます。

### 〔3番議員挙手〕

#### ○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

#### ○3番（飯尾龍也君）

理解いたしました。

次、農業分野においてですが、脱炭素、これはどの産業でも重要なものでございまして、やっぱり農地もですけど、農業、林業、これは脱炭素に対して非常に重要なものなんです。といいますのは、今クレジットで2,000円ぐらいですか、トン当たり2,000円ぐらいですね、J-クレジットって、カーボンニュートラルに対しての。それをこの本巢市内の全耕作面積で掛けますとどうですかね、ヨーロッパにおきましてはトン6,000円になっているものですから、それで計算しますと、毎年1億円ぐらいの税収といいますかクレジット、権利でお金が入ってくるんですね。こういうものを有効利用する絶好のチャンスなんですね。ましてやこの農地を、堆肥を投入することによって、また脱炭素の貢献にもなります。それは、第三者が仕様でちゃんとチェックしながら脱炭素に貢献しているというのものもあるんですが、こういうものも有効に活用すれば、まだまだ本巢市の農業、または林業にしる、脱炭素、こんないい場所はないと思っています。ましてや面積も広いですから。こういうものを核として、ぜひとも本巢市がより周りから魅力あるまちになるための、ぜひともやっていただきたいと思っています。

といいますのは、脱炭素に関しては、バイオマスもですけど、バイオマスエネルギーという形で、ほかの市町村からチップ等を集めたり、また河川内の樹木のチップも河川も整備され、その河川内の樹木もしっかり有効利用、活用できる。また、山間地の耕作放棄地なんかでは、先進的などころでは、あえて農地にするのではなく、そこに柳を植えまして、柳は1年で成長するのが早いものですから、それをチップにしてバイオマスエネルギーという形で産業化しているところもございます。

そのようにやっぱりいろんな工夫、知恵を出せばまだまだ活用でき、また本巢市の農業も発展すると思っています。ぜひともそういうことも考えてみえるのかと思ひまして、脱炭素に対しての

具体的な施策はどのようにお考えか、よろしくお願いたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、農業分野において、脱炭素を実践する具体的な施策についてお答えします。

脱炭素、いわゆる二酸化炭素排出量の削減についての具体的な取組につきましては、国が令和3年5月にみどりの食料システム戦略を公表し、岐阜県におきましても、令和3年度から令和7年度の5か年計画で、ぎふ農業・農村基本計画の中で位置づけられています。その中で、主に農業分野における具体的な取組施策としましては、スマート技術導入や化成肥料の使用量削減などが上げられています。

本市の施策に対する取組現状としましては、スマート農業技術導入支援事業の実施があります。この事業は、認定農業者に対し、ICT等を活用した最先端の農業技術を活用し、作業の効率化・省力化を図るために機械導入費用の一部を県と市が補助する事業でございます。最先端の技術を導入し効率よく作業を行うことで、機械の燃料消費の抑制による二酸化炭素削減の取組が可能となります。本市では令和4年度においては、これらの技術を活用するため、認定農業者5人がスマート技術導入に向けての機械等の補助申請を行う予定です。このほかにも、ドローンによる農薬散布事業が作業機械の電力化を図ることで二酸化炭素削減にもつながると考えており、先進的な営農技術として国から補助金の交付を受けております。

また、化成肥料の使用量削減におきましては、これまで化成肥料、化学合成農薬の削減の取組を行ってきたぎふクリーン農業に加え、さらに先進的な農業の取組でありますGAP認証制度を岐阜農林事務所、JAと連携しながら市内生産者に取得できるように支援を行っています。特に、糸貫トマト振興会におきましては、現在組員8名のうち5人がGAP認証制度を取得しております。本年度中には、糸貫トマト振興会の全員が取得を目指しております。

今後も、新たな脱炭素の具体的な取組が県から示されましたら、農業者に対しまして周知を行い、取組可能な事業につきましては積極的に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

内容を理解しました。しかしながら、これからの補助事業というのは、先ほど言いました地域計画の有無と関連づけてされるということは、もう分かっております。やはりそういうこともしっかりと視野に入れながら、着実に地域計画をまとめていただき、また多様な農業者、中小規模、また半農半Xと言われますが、あと女性の方ですね、そういう人の御意見を丁寧に地域で吸い上げながらまとめていただきたいという御要望をいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。あ

りがとうございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ここで、あらかじめ皆さんに申し上げておきます。

本日、10時にJアラートの緊急放送がございますので、時間となりましたら暫時休憩といたしますので、よろしく御承知のほどお願いします。

続いて、4番 片岡孝一君の発言を許します。

**○4番（片岡孝一君）**

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って、議席番号4番 片岡孝一より一問一答方式で一般質問させていただきます。

まだまだコロナが落ち着いていませんので、このときに必要だと思われる一般質問をできるだけ時間短縮して、大きく分けて3つの質問をさせていただきます。

1つ目の質問をさせていただきますが、空き家対策について。

私が住んでいる旧真正地域も空き家がありますが、旧根尾地域に行きますと空き家が多く、屋根や外壁が壊れている空き家も多いのが現状です。

土地を買って新築すると費用が3,000万ほどかかりますので、住宅費用を安くするためには本巢市内の空き家を有効活用し、リフォームしたりして再利用することで本巢市への移住・定住を促進させ、人口減少を少なくし、少子化対策への対策にもつながると思います。

また、移住・定住を促進させることで本巢市の元気なまちづくりにつながりますし、希望あふれる明るい本巢市にするために、1項目め、空き家の現状と空家等対策協議会の対策状況は。御見解をお願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

**○総務部長（原 誠君）**

それでは、空き家の現状と空家等対策協議会の対策状況につきましてお答えをさせていただきます。

本市における空き家の現状は、住宅土地統計調査によりますと、平成20年に930戸、空き家率8.2%であったものが、平成25年には1,330戸、空き家率10.6%に、また平成30年には1,750戸、空き家率13.2%と増加しており、空き家率では全国平均の13.6%を下回っているものの、空き家戸数は今後も増加が見込まれております。

空き家対策につきましては、自治会や近隣住民からの情報を受け個別に対応しておりますが、老朽化した空き家等が放置されることにより、建物の倒壊や屋根の落下、外壁の崩落の危険や不衛生な状態を引き起こすこともあるため、そのような空き家の所有者に対しては適切な維持管理を行うよう文書による注意喚起を行っております。あわせて、空き家の利活用促進のための制度や除却費補助金制度についても説明をしているところでございます。

また、令和3年12月1日には、土地家屋調査士、空き家管理業協会会員、司法書士など様々な専門分野の8名の方を委員とした空家等対策協議会を設置いたしました。空き家等が放置されることにより火災や倒壊の危険性による安全性の低下、周辺的生活環境に対する環境衛生への影響、景観の阻害など様々な問題が生じるおそれがございますことから、当協議会において空き家対策やその課題解決に向けて、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

2項目め、空き家を有効活用して今後どのように移住・定住を進めていくのか。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の空き家対策事業としましては、市内の空き家を有効活用し定住促進を図るため、平成28年に開始しました空き家バンク制度により、利活用できる空き家情報を収集し、利用希望者への情報発信をしているところであります。また、空き家バンクの登録及び入居が円滑に行われるよう空き家の改修及び家財道具の処分に係る費用の一部を補助するとともに、空き家バンク利用者が安心して制度を利用できるよう公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会岐阜北支部と協定を締結し、空き家所有者と利用希望者との媒介契約を行っているところでございます。

さらに、同宅建協会が主催する不動産全般の無料相談会での登録窓口の開設や、本市の固定資産税の納税通知書を送付する際の封筒の裏面に空き家についての相談窓口の掲載など、空き家バンクへの登録に向けた啓発に取り組んでいるところでございます。

このほか、地方創生事業により整備した「小さな拠点」においては、空き家を利用したお試し居住、移住・定住につなげるワークショップ「ねおとやまオープンヴィレッジ」などを開催し、移住者の増加につなげる取組を進めているところでございます。

次に、先ほど申し上げましたが、空き家バンク制度の成果でございますが、平成28年の開設以後、現在までに45件の登録があり、そのうち6件が取り下げが行われましたが30件が売買、賃貸での契約が成立しております。

「ねおとやまオープンヴィレッジ」につきましては、近年のコロナ禍で思うような活動ができていませんでしたが、昨年は延べ560名の方が利用され、うち338名の方が宿泊されました。また、過去には田舎暮らし体験をされた参加者が空き家バンクの制度を利用され、成約につながったケース

もでございます。

今後につきましても、こうした取組を継続していくとともに、コロナ禍の影響で地方への関心、脱都会の機運が高まる中、市ホームページやSNS等により積極的な情報発信・提供を図ることで、本市の移住・定住を促進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も積極的な情報発信・提供を図ることで、移住・定住の促進をお願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、環境問題について。

先日も根尾川沿いの川を見に行ったときに、大野町側は公園が整備されておりきれいでしたが、本巢市側は雑草が生えており、今年度から一部分ではありますが根尾川サイクリングロードの整備がなされ、根尾川沿いも少しはきれいになると思いますが、道路や水路にごみが目立ち、川沿いに雑草が生い茂るような状況を少しでも改善し、本巢市の環境を守り、住みよいまちとするために1項目め、道路や水路のごみのポイ捨てについての現状と今後の対策は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、道路や水路におけるごみのポイ捨ての現状と、今後の対策についてお答えをさせていただきます。

ごみのポイ捨てにつきましては、環境監視員による不法投棄防止パトロールなどの際に回収作業を行っております。1回当たり軽トラック1車分になることもございます。また、粗大ごみなどの不法投棄物につきましては、環境監視員や生活環境課の職員が回収し、処理業者に持ち込んでおるところでございます。

職員による令和3年度の不法投棄回収出動件数は59回で、混合物として約3.5トン、家電4品目16台、消火器8本となっております。

そのほか近年のコロナ禍の影響もあり、規模の縮小や実施ができていないところもありますが、公民館活動といたしまして、クリーン活動などの清掃活動も実施されておるところでございます。

今後の対策につきましては、引き続き環境監視員によるパトロール時の回収作業を実施するとともに、ポイ捨て、不法投棄場所への防止看板の設置、市広報紙やホームページによる啓発に努めてまいりたいと考えております。あわせて、自治会やボランティア団体などの協力による清掃活動のサポートにも努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

清掃活動のサポートに御尽力くださりありがとうございます。

2項目め、公園、道路及び川沿いの草刈りの現状及び今後の対策は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、公園、道路及び川沿いの草刈りの現状及び今後の対策についてお答えします。

都市計画課が管理しております公園につきましては、シルバー人材センター、地元自治会、老人クラブなどに委託し、適期に年3回から5回の除草を行っており、今後も継続して適正管理に努めてまいります。

道路における除草につきましては、草が道路の路肩、またはのり面から伸びて通行に支障となり車両の視界を確保するため、また歩道等を通行する自転車や歩行者の皆様が安全・快適に通行できるよう幹線道路を中心に除草工事を行っております。現在、幹線道路を中心とした110路線、延長約71キロメートル、面積約18万平方メートルにつきまして、草丈の状況から6月から10月にかけて、年1回から2回の除草を実施しております。

河川につきましては、約17キロメートル、面積約4万平方メートルの水路ののり面を地元自治会に委託して、草丈の状況から6月から10月にかけて年1回実施しております。

今後の対策につきましては、防草対策としてののり面コンクリートの施工や、多面的機能支払交付金交付事業を活用しました除草・防草対策、または5人以上の有志によるボランティアの団体が道路や河川の草刈りを行った場合、報償金を交付できる本巢市道路及び河川草刈り等ボランティア報償金交付要綱を本年度から定めましたので、これらを活用し防草対策を図ってまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

ボランティア団体に呼びかけて道路や河川の草刈りを行ってくださる団体への支援をするために、今年度からボランティア報償金交付要綱を作成くださり、本当にありがとうございます。ボランティア団体は、お金のために草刈りをしているのではありませんが、本巢としてボランティア団体への支援体制をつくりアピールすることで、より多くのボランティア団体を集い、本巢市をきれいに明るくするための対応をしてくださることに、市民を代表して心から感謝申し上げます。今後もよ

ろしくお願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきますが、安全・安心・美しい通学路にするための対策について。

実は、私は毎朝、子どもたちの登校を見守るために、小学校の近くの信号機や小学校の門の前で交通安全の旗を振って挨拶運動をしながら子どもたちを見守っていますが、最初は体が不自由な子や下を向いて挨拶をしない子が、私が毎朝笑顔で「おはようございます」と声をかけると、少しずつですが笑顔を見せてくださり、今では子どもたちから元気よく「おはようございます」と挨拶を交わしていただけます。その子どもたちの顔を見ると自分よりも清く素直だと何度も感じ、逆に子どもたちから毎日力をいただきます。今まで以上に子どもたちが主体となって挨拶運動をすることにより、本巢市のすばらしさを自らが自覚し、地域の人たちと子どもたちが一つになってより本巢市を明るくすることができると思います。

明るく安全・安心な本巢市にするために。1項目め、本巢市の小学校と中学校の前の通りを例えば挨拶通りと名づけて、子どもたちを中心に元気な挨拶が飛び交う安全な通学路にするために、本巢市の小学校、中学校の生徒に募集して、学校周辺の本巢市道通学路に愛称をつけることができますか。御見解をお願いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、本巢市の小・中学校の生徒に対しまして、学校周辺の道路、通学路である市道に愛称をつけることができるかについてお答えします。

安全・安心・美しい通学路を整備することは、地域の子どもの大切な命を守る上で非常に重要な事業でございます。本市としましても、道路を整備する場合は通学路を優先に整備しております。

通学路に愛称をつけることは、児童・生徒に自身の通学路のルートを認識させる上で、大変有効であると思われまふ。したがって、学校内において、学校周辺の通学路に行政主導ではなく小・中学生の生徒が愛称をつけることにより、通学路に対しての思いやりや愛着が生まれ、自分たちが愛称をつけた安全な通学路を自然に通ることにより、交通事故防止の効果もできることから大変好ましいことであると考えております。

〔4番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

片岡孝一君。

**○4番（片岡孝一君）**

とても温かい御見解、ありがとうございます。

2項目め、子どもたちとPTAと地域の人たちと一緒に、安全・安心・美しい通学路にするために小学校や中学校に対する教育委員会としての今後の対応は。御見解をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、安全・安心・美しい通学路にするための教育委員会としての対応についてお答えさせていただきます。

「行ってきます」「ただいま」と元気に登下校することが当たり前の子どもたちの命が、通学路において奪われてしまうことは決してあってはならないことであると思います。こうしたことを防ぐために、今年度も本巣市4地区の自治会長会において、自治会長、PTA及び子ども会が中心となって通学路を点検していただき、各学校を通じて危険箇所改善要望の提出をお願いしたところでございます。

昨年度の危険箇所改善要望では、4地区から66か所の改善要望が出されました。具体的には、交通量の増加に伴うガードパイプの増設や、通学路であることをドライバーに認識してもらうカラー舗装などです。こうした要望について、副市長を座長に総務課、建設課と教育委員会とが通学路改善会議により検討した結果、令和3年度中に33か所について改善を実施しており、令和4年度にも7か所について改善を予定しております。

さらに、今年度の通学路改善要望が現段階で市内各地区から91か所の要望が出ており、今後通学路改善会議により対応を検討していくこととなりますが、このことから地域の多くの方々が安心・安全・美しい通学路にすることについて関心が高いことがうかがえます。今後とも地域の方々と連携し、通学路の危険箇所の改善に取り組んでいきたいと考えております。

さらには、先ほど産業建設部長の答弁にもありました通学路に愛称をつけることにつきましても、子どもたちが主体的に関わることにより、自分たちで通学路を美しくしていく取組へとつなげ、そのことが交通事故の減少、事件・事故の抑制となり、真に安全・安心で美しい通学路となるよう地域の方々と共に進めていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

どうもありがとうございました。

今後も今まで以上に安全・安心・美しい通学路になるように、小学校、中学校の先生方や、PTAや地域と連携して通学路の愛称や挨拶標語を募集し、入選作を看板やのぼり立てにして、小学校、中学校の前の道をにぎやかな活気のある挨拶通りにすることができますようよろしくお願い申し上げます。

また、子どもたちを小学校に送った後、毎日ごみ拾いをしていますが、たばこの吸い殻のポイ捨てが一番多いです。子どもたちも毎日通学路のごみの状況を見ているので、子どもたちのために

も清掃活動に御協力をよろしくお願ひいたします。

現在もコロナが落ち着いていませんが、市民の安全・安心のために、子どもたちの未来のために今後もよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（黒田芳弘君）**

ここで暫時休憩といたします。再開を10時10分といたしますのでよろしくお願ひします。

午前9時57分 休憩

---

午前10時12分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

再開いたします。

続いて、5番 高橋時男君の発言を許可します。

**○5番（高橋時男君）**

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

最初の質問は、犀川・政田川の改修工事の進捗状況についてお伺いをいたします。

この件については、過去にも地元の元議員さんが何度も一般質問されておられます。弾正南部の住民自治会にとりましては、毎年台風やゲリラ豪雨が発生するこの時期になりますと、雨が降るたびに政田川が氾濫し、家屋や田畑、道路などに浸水しないかと大変不安な生活を強いられます。

現在、政田川沿いの道路は、溝口と下福島地区の小学校の通学路にもなっております。私は、災害から貴重な生命、財産を守り、そして地域住民が安心して暮らしていくためにも、河川の整備は最優先課題であると考えておりますので、今回質問をさせていただきます。

1つ目の質問ですが、政田川は下福島地区の南で犀川に合流し、瑞穂市を流れ墨俣で長良川に排水されており、下の犀川の改修が進まないと上の政田川も改修できないともお聞きします。

まず初めに、瑞穂市の犀川での改修工事はどのような進捗状況であるかをお聞きいたします。犀川は1級河川で県の管理ではありますが、よろしくお願ひをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、犀川の瑞穂市での改修工事の進捗状況についてお答えします。

1級河川犀川の河川改修につきましては、総延長約8.7キロメートルの事業を岐阜土木事務所に於いて実施していただいております。

この事業は、昭和47年から事業が開始されており、全体の区域としては瑞穂市宝江地区から本巣市神明地区までとなっております。これまで下流より河道掘削や護岸整備等が順次進められ、下犀川橋下流までの改修がおおむね完成しております。

現在、下犀川橋上流の瑞穂市牛牧から横屋地内における掘削護岸工事等を実施中と岐阜土木事務所からお聞きしております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

今のお話を聞きまして、工事はまだJR東海道本線の少し北辺りということで、本巣市まで来るにはまだまだ先のことなんやなあという大変懸念をいたしております。災害は待たないですので、とにかく一日も早く工事が進むことを願うばかりであります。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。

政田川では、数年前から犀川に流れ込む下福島地区での河川改修工事が始まっておりますが、その後、一向に上流に向かっての工事が進んでいないように思いますが、現在どのような状況であるのかを、その進捗状況についてお聞きをいたします。

政田川も、政田橋以南は1級河川となりまして県の管理となりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、政田川の1級河川部分の改修工事の進捗状況についてお答えします。

1級河川政田川の河川改修につきましては、総延長約1.8キロメートルの事業を岐阜土木事務所にて実施していただいております。

この事業は、平成10年から事業が開始されており、全体の区域としては、犀川合流点から岐阜関ヶ原線に架かる温井橋までとなっております。これまで、下流より新福島橋までの河道掘削や護岸整備等が順次進められております。また、新福島橋から支川合流点の用地買収等も実施中と岐阜土木事務所からお聞きしております。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

工事のほうは間違いなく進んでいるということですので少しはほっとしましたが、しかし昨今、地球温暖化によりまして台風が頻繁に発生し、また巨大化傾向になりつつあります。遅滞なく工事が上へ上へと進んでいきますよう、今後も引き続き県に強く要請していただきますようお願いをいたします。

次に、3つ目の質問をさせていただきます。

この件につきましては、地元自治会より要望が出ていると思いますが、竹後地区にあるどんぐり村福祉工場前の政田川の右岸の護岸工事についてお聞きをいたします。

ほとんどが護岸ブロックとなっておりはありますが、どんぐり村の出入口前の政田川の右岸の一部につきましては、丸石を積んで造った石積みによる護岸となっておりまして、その石積みの基礎がずれ始めていることが要因だと思われませんが、約20メートルにわたりまして道路に亀裂が入り、路肩が1段沈んでいる、そんな大変危ない状況となっております。担当部署のほうからは、県には要請済みとの返事はいただいておりますが、これから台風、洪水の時期を迎え、近隣住民の皆さんは大変危惧をされておられます。具体的に改修工事がいつ頃になるのか、またその工事は亀裂が入った部分だけなのか、あるいは南の柳原橋から北の政田橋までをやっていただけるのか、どれぐらいの規模の工事になるのかをお尋ねいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

**○産業建設部長（高木孝人君）**

それでは、政田川の竹後地区の右岸護岸工事の実施時期と工事規模についてお答えします。

政田川の竹後地区の右岸護岸工事の実施時期につきましては、非出水期に着手し、本年度内の工事を予定していると聞いております。工事規模につきましては、下流側のどんぐり村の東側は、延長約20.1メートル、練りブロック積み工37平方メートル、上流側の長屋自動車の南側は、約21.2メートル、練りブロック積み工35平方メートルとなっていると岐阜土木事務所からお聞きしております。

[5番議員挙手]

**○議長（黒田芳弘君）**

高橋時男君。

**○5番（高橋時男君）**

ただいまの答弁にもありましたが、工事ができる時期というのは川に水が来ない時期にしかできず、ごくごく限られております。年度内の工事完了を予定しているとのことではありますが、確実に、また一日も早く工事が完了するよう引き続き県と連携を密に図っていただきまして、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目の質問は、住宅用火災警報器の設置促進と機器の点検、交換指導の取組及び火災警報器購入資金の助成、援助についてお尋ねをいたします。

住宅用火災警報器の設置は、平成18年に消防法が改正され、新築及び既存住宅に義務化されました。この改正法の適用は、新築住宅では平成18年6月から、既存住宅については平成23年6月までに設置が義務化となり、この6月で丸11年が経過をいたします。

火災警報器の耐用年数はおおよそ10年と言われており、電池切れ、バッテリー切れ、あるいは機器の内部の電子部品の劣化によって火災を感知しない場合があり、改めて機器を点検、あるいは機

器を交換する時期が到来しております。

一方で、令和3年の岐阜市消防本部管内、岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町の総出火件数は145件、前年対比9件の増加。火災種別ごとでは、建物火災が95件で前年対比16件の増加。建物火災のうち住宅火災は56件で、約59%を占めております。

管内の火災による死者については、令和3年は6名の方が亡くなられており、うち3名の方が65歳以上の高齢者、5名の方が逃げ遅れにより死亡されておられます。また、4名の方が住宅用火災警報器が未設置であったとの報告も出されております。

昨年、本市においても3件の建物火災が発生しており、死亡された火災もございました。また、今年に入ってから、先月5月には糸貫地内において火災が発生し、1名の方がお亡くなりになっております。

このような悲惨な災害を最小限にする早期発見、初期消火にも最も役に立つ住宅用火災警報器のさらなる設置の促進と、火災警報器の耐用年数の目安である10年を経過した今、既設機器の点検、あるいは交換指導の取組が必要ではないかと考えます。

そこで1点目の質問をさせていただきます。

本市の住宅用火災警報器の設置状況、設置率、条例適合率についてお尋ねをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

**○総務部長（原 誠君）**

それでは、本市の住宅用火災警報器の設置状況につきましてお答えをさせていただきます。

住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率につきましては、毎年度、全国の消防本部管内で無作為抽出による調査方法で調査されており、直近では令和3年6月1日時点での総務省がその調査結果を公表しております。

設置が義務づけられている住宅に最低1か所でも設置されている世帯の割合を示す設置率は、全国で83.1%、岐阜県では80.4%となっており、岐阜市消防本部管内では77.4%、そのうち本巣市内は58.4%となっております。

また、市町村条例により、設置が義務づけられている部屋の全てに設置されている世帯の割合である条例適合率は、全国で68.0%、岐阜県では60.1%となっており、岐阜市消防本部管内では54.7%、そのうち本巣市内は38.2%となっております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高橋時男君。

**○5番（高橋時男君）**

ただいまの数字を聞きまして、本市の住宅用火災警報器の設置状況は、設置率、条例適合率とも全国平均はもとより岐阜県、岐阜市消防本部管内平均を相当下回っておりまして、大変悪い状況に

あると思いますが、ここで再質問させていただきます。

本市において、住宅用火災警報器の設置率が低いのはどうしてだとお考えですか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原総務部長。

○総務部長（原 誠君）

ただいまの本巢市の設置率の低い原因についてでございますが、岐阜市消防本部管内全体のこの住宅用火災警報器の設置率及び条例適合率を管内の市町と比較いたしますと、岐阜市につきましては、岐阜市消防本部管内全体とほぼ同じ割合でございます。また瑞穂市と北方町が岐阜市消防本部管内全体の数字を上回っており、また本巢市と山県市が岐阜市消防本部管内全体を下回る、こういった傾向から推測いたしますと、またもう一つの住宅・土地統計調査による統計調査がございますが、この中で住宅着工の状況を比較いたしますと、瑞穂市と北方町は本巢市と山県市と比べて住宅の着工数が多いということが読み取れますので、こういったことから判断いたしますと、定かではございませんが、住宅を新築される際に住宅用火災警報器が設置されますので、岐阜市消防本部管内の他の市町より本市につきましては新築住宅の着工数が少なく、老朽化した住宅の建て替えも多くないというようなことでございますので、そのことから本巢市の設置率の低い原因の一つとなっているというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

いまだ住宅用火災警報器が設置されていない住宅への設置促進と、機器の交換時期を迎えた点検、交換の啓発活動について、本市の取組をお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、住宅用火災警報器の設置促進と交換時期を迎えた点検、交換の啓発活動についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、消防法により、平成23年6月から既存住宅に設置が義務化されてから11年が経過しており、住宅用火災警報器の寿命の目安は10年とされていることから、電池切れや本体内部の電子部品の劣化により火災を検知しなくなることも想定されており、本体の交換を消防庁では

推奨しております。

本市では、市消防団女性分団員が、福祉敬愛課にて貸与している緊急通報システムを設置している高齢者宅へ出向き火災予防指導を行う中で、住宅用火災警報器の設置についても呼びかけておるところでございます。

この女性分団の活動につきましては、コロナ禍のため令和2年以降実施されてきておりませんが、活動の再開に当たりましては、この火災予防指導の際に、併せて住宅用火災警報器の寿命に伴う電池・機器の交換等についても呼びかけるほか、岐阜市消防本部と連携を密にし、広報紙による啓発や自治会、女性防火クラブなど各種団体における講習会や訓練などにおいて、点検及び交換を呼びかけてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

火災警報器の重要性・必要性を一人でも多くの市民の皆様に理解していただきますよう、岐阜市消防本部や各種団体と連携を図りながら、今後も継続的に火災警報器の設置の促進と機器の点検や交換の啓発活動をよろしく願いいたします。

次に、3点目の質問をさせていただきます。

私は、住宅用火災警報器の設置率がなかなか上がらない要因として、現在設置しなくても罰則がないこと、あるいは特に設置には費用がかかることが起因していると考えております。

火災警報器の値段は1個1,000円、2,000円ぐらいのものから、物によっては5,000円以上するものもございます。また、火災警報器の設置は各市町村の火災予防条例で定められた場所に取り付けることになっておりますが、全国共通の設置場所として、寝室及び寝室がある階の階段への設置が義務づけられております。そうなりますと1軒の家で設置する警報器は当然1個では済まず、平家の家でも台所、寝室の最低でも2個、二階建てなら部屋の配置にもよると思いますけれども、最低4個、あるいは5個必要になってこようかと思えます。このような数の住宅用火災警報器を購入しようとすると、高齢者世帯や高齢者独り暮らし、障がいをお持ちの世帯にとっては大きな出費となります。

現在、本市では、緊急通報体制支援事業の対象となっている方のうち、本県市災害時要支援者リストに登録されている方に、住宅用火災警報器を無料で貸し出す住宅用火災警報器貸与事業がございしますが、この制度を利用されている方というのはごくごく限られた方であろうと思えます。私は、もう少し幅広く高齢者世帯や高齢者独り暮らし、また障がいをお持ちの世帯などを対象に警報器購入資金の一部について、助成、援助するような制度を設けてはどうかと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、住宅用火災警報器購入資金の助成、援助につきましてお答えをさせていただきます。

先ほど議員にも御紹介いただきました平成23年4月から、本巢市住宅用火災警報器貸与事業実施要綱によりまして、独り暮らしの高齢者等に対しまして住宅用火災警報器を貸与する取組を行い、平成23年度から延べ126件の貸与を行っております。この事業により貸与しております機器につきましては、順次交換を進めてまいります。

また、このほかに購入資金の助成、援助につきましては、もう既に機器を交換されている世帯や、機器の設置から年数が経過していない新築住宅等においてもお住まいの世帯もございませぬことから、市といたしましては新たな助成制度を創設する予定は現在ございません。

先ほどの御質問でもお答えさせていただきましたとおり、今後啓発活動をより一層強化してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

大変残念ではありますが、市としては新たな助成制度を創設する予定はないということではございますが、であれば火災から市民の大切な命を守るという考えの下、あるゆるメディア、あるいは媒体を駆使し、また講演会や訓練等のときなど、あらゆる機会を通じて火災警報器の設置と機器の点検、交換の重要性・必要性を継続的、かつ一人でも多くの市民の皆様に周知していただきますことをお願いいたしまして、3番目の質問に移らせていただきます。

3番目の質問は、本市の食品ロス削減に向けての取組についてお伺いをいたします。

食品ロスについては、直近では昨年末から今年の初めにかけて、消費拡大協力の呼びかけにより何とか回避することができましたが、国内において生乳5,000トンの大量廃棄問題が発生しました。私はこのニュースを聞いて、改めて食品ロス削減についての意識が高まりましたし、廃棄するのではなく、日々食に困っておられる生活困窮者の方々などに何とか行き渡らないものかなあと強く思いました。

世界レベルで見ると、食品廃棄物の量は年間13億トンにも上っています。一方で、食品の生産量は毎年約40億トンのため、単純計算で生産量の約32.5%は消費されずに廃棄されていることとなります。また、本国におきましても先週9日、農林水産省と環境省、消費者庁が2020年度、まだ食べられるのに廃棄される食品の量は522万トンであると発表されました。これは、国民1人当たりにして1日当たり約113グラム、お茶わんに約1杯分、年間にして41キロのまだ食べられるものを廃棄していることとなります。

その一方で、世界中で飢餓に苦しんでおられる方がおられます。2020年のデータでは、世界全体の人口割合の約10%、約10人に1人は飢餓に苦しんでおられるという現状がございます。

そこで1点目の質問をさせていただきます。

市民への周知も含め、本市としての食品ロス削減の取組についてお伺いをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

**○市民環境部長（村澤 勲君）**

それでは、本市における食品ロス削減の取組についてお答えをさせていただきます。

食品ロス削減の取組といたしましては、市広報紙やホームページにおきまして、食品ロスを減らすためにできることやその効果を呼びかけるとともに、県が取り組んでおります「ぎふ食べきり運動」の一環といたしまして、3010運動を推進するため情報発信を行っているところでございます。

なお、「ぎふ食べきり運動」につきましては、令和4年3月18日現在で、県内の協力店・協力企業が695事業所あり、そのうち12の市内事業所が登録され、食品ロス及び廃棄物の減量を推進しているところでございます。

本市の状況といたしましては、市社会福祉協議会におかれまして、平成30年度からNPO法人のフードバンク活動を活用いたしましたフードドライブキャンペーンを期間を定めて実施してまいりましたが、令和3年度からは通年で市内循環型の食料支援事業といたしまして、余剰食品の寄附を受け、生活にお困りの方に提供する事業を実施されておりますので、食品ロス削減の立場からも協力できるよう考えておるところでございます。

また、市民周知といたしましては、引き続き市広報紙やホームページの活用に加え、自治会などへの出前講座や小学校での授業などでも機会がありましたら呼びかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高橋時男君。

**○5番（高橋時男君）**

ありがとうございました。

今後も継続した市民への周知、取組のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

食品ロスの削減に係る取組については、令和元年10月1日に食品ロス削減推進法が施行され、また令和2年3月31日に食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針が閣議決定され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくことが法定化されました。

このうち、地方公共団体における食品ロス削減推進事業の基礎となる食品ロス削減推進計画の策定については、都道府県が定める食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村も定めるよう努めなけれ

ばならないとされております。

岐阜県においては、今年3月、岐阜県食品ロス削減推進計画が作成されました。私は市民、市内の事業者と協働し、本格的に食品ロス削減に取り組んでいくためには、本市においてもまず骨格、指針となる計画の策定というものは不可欠であると考えます。

そこで質問させていただきます。

食品ロス削減の推進に当たりまして、本市の食品ロス削減推進計画を策定することについて、市の考えをお伺いいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

**○市民環境部長（村澤 勲君）**

それでは、本市の食品ロス削減計画の策定についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員御指摘のとおり、岐阜県におかれましては、食品ロス削減を総合的かつ計画的に推進するため、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づきまして、県計画を令和4年度から令和12年度までの計画期間で策定がされたところでございます。

本市におきましては、昨年度に策定をいたしました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画におきまして、食品廃棄を防ぐために食品ロス削減の推進を新たに取組に追加しておりますので、当面はこの本計画に基づきまして、食品ロス削減に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高橋時男君。

**○5番（高橋時男君）**

私は、計画なくして行動なしという言葉ではございませんが、ああしたい、こうしたいと思っても具体的な計画がないと行動はできないというふうに思っております。私は、やはり指針となる計画というものは必要ではないかというふうに考えております。ぜひ前向きに検討していただきますようお願いをいたします。

では、次に、3点目の質問をさせていただきます。

本市には、地震等の自然災害に備え、避難対策用に防災備蓄食品がストックされております。本巢市地域防災計画によれば、主食ではユニフーズ米やアルファ米、防災パン、乾パン、副食ではクラッカー、乾物のパン、飲料では粉ミルク、水等が備蓄されておりますが、現在本市では、その災害備蓄食品について消費期限の管理などの状況と、期限が近づいたものの活用はどの時点でどのように行われているのかをお尋ねをいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、災害備蓄食品につきまして、消費期限の管理状況と期限が近づいたものの活用、またどの時点でどのように行っているかにつきましてお答えをさせていただきます。

市内の防災備蓄倉庫には、防災パンや調理不要食、水などを備蓄しておりますが、全ての備蓄食品を一度に交換するのではなく、毎年一定量を購入し、入れ替えながら消費期限の管理を行っております。また、令和3年度より国が開発いたしました物資調達・輸送調整等支援システムを利用することにより、国及び県との情報共有も併せて備蓄品の管理を行っております。

なお、消費期限が近づいた備蓄食品につきましては、その消費期限が1年から半年となる時期を目安といたしまして、防災訓練や出前講座、防災講演会などで配布するなどしまして活用しておりますが、その多くにつきましては廃棄しているのが現状でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

では、ここで再質問させていただきます。

他の近隣市町における防災備蓄食品の消費期限が過ぎたものの対応につきまして、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、近隣の他市町の状況についてお答えをさせていただきます。

近隣の他市町に消費期限が近づいた備蓄食品につきましてお聞きをしましたところ、瑞穂市では、自治会行事や学校の行事で配布をしておりますが、残りについては廃棄をしておると。また、北方町につきましても、防災訓練時、または自治会の出前講座で配布をしておられますが、またその残った分については廃棄をしていると。山口市につきましても、社会福祉施設や自治会に配布しているが残りは廃棄しているということで、本市と同様にそういった機会を通じて配布をさせていただいておるんですが、どうしても残ってしまうものについては廃棄をしておるという状況でございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

他の近隣市町も本市と同じような対応をしているということではございますが、それではただい

まの報告を踏まえまして、4点目の質問に移らせていただきます。

持続可能な世界の開発目標でありますSDGs 12番目「つくる責任、つかう責任」には、2030年までに世界の食料廃棄を半減するという目標が掲げられております。社会全体でSDGsの実現に取り組むという観点に立つのであれば、まだ食べることができる食品は廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくことが重要と考えます。

先ほど消費期限が近づいた備蓄食品は防災訓練や出前講座、防災講演会等で配布するなどしているものの、その多くは廃棄しているとの現状であるという報告がございました。私は、その廃棄されている多くの災害備蓄食品を生活困窮者の方々などに無償提供できないかと考えますが、市のお考えをお尋ねいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

**○総務部長（原 誠君）**

それでは、災害備蓄食品を生活困窮者へ無償提供を行うことにつきましてお答えをさせていただきます。

消費期限が近づいた備蓄食品の無償提供につきましては、令和2年度にNPO法人に本市から申入れをいたしましたところ、災害備蓄食品は需要がないため受け入れていただけないとの回答をいただいたことがございました。現在は社会福祉協議会等を通じまして、生活困窮者の要望に応じまして無償提供することとしております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高橋時男君。

**○5番（高橋時男君）**

昨今、食料品をはじめまして日用品や衣類など、あらゆるものが値上がりしております。家計の負担がより一段と強まっている中で、消費期限の近い災害備蓄食品を、社会福祉協議会等を通じて希望される生活困窮者の方々に無償提供していくという取組は大変いいことだとは思いますが、それでもまだ廃棄する量のほうが相当多いのではないかと思います。

東京都内のある小学校では、防災備蓄食品を活用した給食を提供し、食べることを通じて食品ロス問題について考える取組をしているという話を聞いたことがございます。本市も災害備蓄食品を廃棄ではなく、何か有効活用していけるような取組を検討していただくことをお願いし、5点目の質問をさせていただきます。

テレビやニュースでも取り上げられておりましたが、三重県桑名市では、今年の2月1日から食品ロス削減の一環として「のこさずくわな！byタベスケ」という食品ロスマッチングサービスが始まりました。このサービスは、スマホやパソコンでサイト登録する無料マッチングサービスで、店舗、協力店が登録する廃棄されるかもしれない食品を市民、ユーザーがお得に購入するというこ

とで食品ロスを減らしていくというサービスでございます。桑名市のように、何もしなければ廃棄されてしまう食品を消費者のニーズとマッチングさせることで、食品ロスの発生や無駄を減らすフードシェアリングサービスを本市において取り入れてはどうかと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、市としてのフードシェアリングサービスの考え方につきましてお答えをさせていただきます。

フードシェアリングサービスとは、食品としての品質に問題がなく、安全でおいしく食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品と消費者をマッチングさせ有効に行き渡らせることで、食品の無駄な廃棄を減らす取組でございます。マッチングの種類につきましては、飲食店や小売店から一般廃棄物やフードバンク等の団体へ、地域の生産者や食品メーカーから一般消費者やフードバンク等の団体へなど、多様な取組が考えられるところでございます。メリットといたしましては、食品ロスの削減による環境負荷の軽減のほかにも、事業者の方の認知度や売上向上が見込まれます。

先ほど答弁させていただきました市社会福祉協議会での食料支援事業におきましても、御家庭などからの余剰食品を活用しているとともに、支援物資の過不足をNPO法人のフードバンク活動と連携していることから、フードシェアリングサービスの一環としても御紹介をさせていただきます。

市といたしましては、こういった取組を後押しさせていただくとともに、全国的には実証実験に取り組んでいる自治体や、連携協定を締結され事業を推進している自治体もございますので、情報の収集に努め、今後の参考にさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

全国的にも、このような同様のサービスを導入する自治体は多くなってきております。先ほど答弁にもございましたが、飲食店にとっては、これまで食品ロスとなっていたものが収益を得るようになるということですし、また一方で利用者のほうは欲しいものが安く手に入って節約にも役に立つ、両者にとってメリットが大変大きいのではないかと考えております。ぜひ前向きに検討していただきたく思います。よろしく願いをいたします。

環境省の調査によれば、2019年度一般廃棄物の処理に使われた税金というのは約2兆885億円で、うち食品廃棄物の処理に使われた税金というのは約7,800億円で、7,800億円のうち食品ロスの処理に使われた税金が約1,800億円になるとのことでございます。かなりの税金が食品ロスの処理に使われているのが現状でありまして、食品ロスを減らすということは税金の節約につながるという観

点からも、本市においても本格的な食品ロス削減に向けて、ぜひ先進自治体等の事例も参考にしながら、新たな、また積極的な取組を検討いただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（黒田芳弘君）**

ここで暫時休憩といたします。再開を11時5分といたしますのでよろしく願いをいたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時05分 再開

**○議長（黒田芳弘君）**

再開をいたします。

続いて、6番 高橋勇樹君の発言を許します。

**○6番（高橋勇樹君）**

通告書に従い、2項目7点の質問をしていきます。

早速ではありますけれども、1項目めの質問から入らせていただきます。

1項目め、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築について、4点質問をします。

それでは、質問に入らせていただきますが、昨今、全国的にハンディキャップを抱える子どもの人口が増えており、令和3年6月に、私もちょうど1年前に一般質問をさせていただきましたが、そのときには障がい児教育の現状と今後の考えはという質問をさせていただきました。その中で、答弁で、本県市の子どもの約14%の子どもがハンディキャップを抱えていることが分かりました。もちろん軽度・重度は様々ですが、全国的にも本市同様に増加傾向にあります。これからも増加していくという予想がされていますが、このことから、日本ではインクルーシブ教育システムの導入が進んでいます。

しかし、進捗状況は自治体によって差がありまして、本市でもハンディキャップを抱えた子どもたちが増えている中で、共生社会の実現とハンディキャップを抱えた子どもたちの社会参加に向けた環境づくりが必要であります。障がいに対する前回の一般質問では、合理的配慮などの内面的な質問でありましたが、今回はハード面、環境ですとかそういったことに対して質問を主にしていきます。

1項目めの1・2・3問は環境に関する質問、4問目は今後のインクルーシブ教育システムの構築に関する今後の考えをお聞きしていきたいと思えます。

それでは、1点目の質問に入ります。

ハンディキャップを抱える子どもたちが増えていく中で、現在、小・中学校では特別支援学級の特別支援教室と教員は足りているのか、教育長にお聞きします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

特別支援の教室と教員の現在の状況についてお答えします。

特別支援教育は、子どもたちの誰もが夢と希望を持ち、生き生きと生活できることを目指し、一人一人に応じる支援に徹する教育で、教育の原点そのものであると捉えています。本巢市においても、子どもたちの多様なニーズに望ましい支援ができるよう、特別支援教育の充実を目指しております。

まず、対象となる子ども一人一人にとって最も適切な就学先を医師等の関係者と協議・判断し、合意形成を図りながら学びや生活の拠点を決定しています。その拠点の充実を図るため、市内小・中学校においては、知的や自閉・情緒の特別支援学級と、発達障がいに応じた特別な指導を実施する通級指導教室を設置するとともに、担当する教員の配置・資質向上に注力しています。

特別支援学級の設置状況については、現在、市内11の小・中学校及び義務教育学校のうち、特別支援学級として知的障がい学級を10校に13学級、自閉・情緒学級を6校に12学級、合計25学級を設置しています。一方、通級指導教室は、各中学校区に拠点となる学校を1校定め、そこに設置を目指したことから、現在、根尾地域を除く3校に5教室を設置しています。

支援を必要とする子どもたちは増加しており、市から県教育委員会に設置要望を重ね、今年度は特別支援学級が1学級、通級指導教室が1教室新設されました。新設に当たっては、通常学級の空き教室を活用しており、エアコンやパーティション、ロッカーやカーテン等の設備も整えることができます。

担当する教員の状況については、特別支援学級では25学級のうち21人、通級指導教室では5教室のうち4人が、複数年特別支援教育に携わってきたベテラン教員を配置しています。特別支援教育を初めて担当する教員は5人おりますが、同じ学校に必ず専門性の高い教員を配置し、いつでも同僚から指導及び助言を受けられるよう配慮しています。あわせて、全ての中学校区に特別支援学校での勤務経験がある教員を位置づけ、中学校区ごとでの交流や研修の充実も図っているところです。加えて、特別支援学級には、市費で採用している学習・生活支援員を15人配置し、子どもたちのニーズに手厚く応えています。

また、本年度、市教育委員会に岐阜県教育委員会特別支援教育課から専門性の高い指導主事を迎え、教育支援係長に就けました。全学校を訪問し、担任や支援員の指導・助言に当たり、資質向上の役割を担っています。

今後の方向といたしましては、いまだ増加傾向にある発達障がいのある子どもたちへの支援体制が充実するよう、継続的に通級指導教室の新設を、設置権のある岐阜県教育委員会に要望していきます。また、特別支援教育の免許取得者を増やすため、免許法認定教習受講を奨励するとともに、若いうちに特別支援学級や通級指導教室の担任を経験させ、ベテランの教員から確かな理論と理念と支援方法について学べる体制を構築してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

御答弁ありがとうございました。

非常に手厚く考えていただいているとともに、やっぱり教室の設置というのは県の許可がないとできないということですので、引き続き県のほうにも御要望いただきながら、でも、県からも非常に専門性の高い方を課長に設置されて、非常に手厚いなあというのを今の答弁で感じ取れました。引き続き、よろしくお願いします。

2点目の質問に入らせていただきますが、1点目と少々かぶる部分がありますが、ちょっと御了承いただければと思います。

特別支援教室は、言語や情緒、先ほど教育長もいろいろ種類を言われましたけれども、そういった教室によって専門の教室を配置することが望まれています。しかし、本市での現状ですとかそういったものを確認するために、一旦質問させていただきます。

難聴や言語のハンディキャップを抱える子どもたちへの教育提供の現状と教室の設置状況はいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

難聴や言語のハンディキャップを抱える子どもたちへの教育提供の現状と教室の設置状況についてお答えします。

現在、本巢市内には、聞こえや言語について支援が必要である子どもたちが、通常学級に3名、特別支援学級に1名在籍しております。その子どもたちは、必要に応じて補聴器をつけたり、筆談をしたり、座席を前のほうにしたりするなどの配慮をすることによって、学校生活を支障なく送っている状況です。

また、そのほか、聴覚過敏のため生活音が雑音のように聞こえてしまう子どもも在籍していますが、イヤーマフというヘッドフォンのような器具を必要に応じて装着する対応にて、普通学級で生活できております。

いずれの場合も、当該児童・生徒が信頼できる仲間との関わりの中で育つことがより適していると判断し、在籍する学級の子どもたちと共に生き生きと生活をしています。このことは、本巢市が大切にしている誰もが互いに尊重し、支え合い、認め合えるインクルーシブ教育の理想の形を進めているよい事例であると捉えています。

今後も、障がいの程度を丁寧に把握し、該当の子どもへの担任や特別支援教育コーディネーター、管理職、医療関係者、聾学校、難聴児支援センター職員などと連携を図ったケース会議を開き、その子どもにとって必要となる支援の具体策を実践していきます。また、現在は必要としていない難

聴の特別支援学級等は、今後の児童・生徒の状況に応じて県と協議していくこととなります。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今の答弁をお聞きしまして、本当にインクルーシブ教育がこの本巢市でもしっかりと進んでいるんだなというのを実感するとともに、やはり共生社会という意味でも、学校の一教室の中で障がいがある子どもがいる中でも、健常者の子どもたちが合理的配慮というような言葉になっちゃいますけれども、そういったことも考えながら日々生活を送れる環境というのは、非常にこれからの社会にとっては必要と私は感じます。ぜひとも引き続き進めていただければというふうに思います。

続いて、3点目の質問ですが、1点、2点目の質問と違いまして、学校生活の中でも放課後や学校休業日の留守家庭教室での対応をお聞きしていきます。

留守家庭教室は、通常の学級の子どもたちも特別支援学級の子どもたちも同じ教室で活動をとものにします。共生社会の形成には必要なことでありますが、現場からは、実は子どもたちを見守る人員が足りていないというような声も上がっていたり、そもそも障がいに対しての専門知識がなくて困っているというような声も聞こえてきます。これはごく一部の声だと思いますが、本巢市での対応を教育長にお伺いしたいと思います。

ハンディキャップのある子どもたちの留守家庭教室での対応はいかがでしょうか。よろしく願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

ハンディキャップのある子どもの留守家庭教室での対応についてお答えします。

本市の留守家庭教室は、市内小学校敷地内に全7施設を設置し、市内全児童数1,693人のうち利用者は517人で、全体の約31%となっています。さらに、この中で特別に支援が必要と思われる児童の利用については26人で、利用児童全体の約5%となっています。

留守家庭教室において支援が必要となる児童への対応といたしまして最も大切なことは、学校同様、他の子どもと共に成長することができ、地域社会の中で孤立したり排除されたりしないよう支援することです。そのためには、留守家庭教室と小学校及び義務教育学校との連携が必要不可欠となることから、本市では令和2年度から留守家庭も教育委員会が担当し、学校との情報交流を積極的に行い、個に適した支援ができるよう改善をまいりました。

子どもたちをサポートする職員には、子どもの支援にたけた幼稚園や小・中学校での指導や支援

経験がある者や、教員免許状を保有する者を積極的に登用し、現在、計76人の職員の中で42人が教員免許状を保有している状況となっています。

また、国の基準では、各教室に最低2人の職員が必要とされているところ、よりきめ細やかな子どもたちへの支援ができるよう平均3人以上の職員を配置するとともに、職員には、岐阜県放課後児童支援員認定資格研修や岐阜県子育て支援研修などの外部の研修のほか、市独自の研修を行うことによりスキルアップを図っており、この中で、特別な配慮が必要な子どもたちへの支援についても学んでいます。さらには、放課後児童支援員の資格は教室ごとに1人以上の配置が義務づけられていますが、本巣市では既にその2.5倍となる47人が資格を保有しており、支援体制はより強固なものとなっています。

今後につきましては、現在、医師の診断書により、59人の児童が民間の放課後等デイサービスを利用している現状から、子どもや保護者の困り感や願いを把握し、これらの施設との連携・協議を進めていく必要があると感じております。

留守家庭教室の運営に当たっては、支援が必要な児童が困り感のないよう職員のスキルアップと運営体制の整備を進めるとともに、民間施設との連携についても検討していきたいと考えております。

#### [6番議員挙手]

#### ○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

#### ○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に手厚く、私は今答弁を聞いていて感じました。

専門性がないというのはちょっと語弊になってしまったのかもしれませんが、より知識を深めていただきながら、学校と留守家庭教室、そして民間としっかりと連携を図りながら、子どもたちの教育に携わっていただければと思います。よろしくお祈いします。

1項目め最後の質問に入らせていただきます。

今やインクルーシブ教育は、子どもたちとまちの未来に重要なシステムだと私は考えております。健全者、障がいがある方とのお互いの理解を構築する共生社会の実現には欠かせない、そして幼い頃からの教育が必要と私は感じております。

そこで、教育長にお聞きします。

4点目の質問、インクルーシブ教育システムの構築のこれからの取組はいかがでしょうか。よろしくお祈いします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

インクルーシブ教育システムの構築のこれからの取組についてお答えします。

インクルーシブ教育は、障がいのある、ないに関わらず、孤独感、孤立感、隔たりを感じさせることなく、共に生活し学ぶ教育であり、誰一人取り残さない社会を構築していく営みと言えます。

本巢市では、でき得る限り同じ場で共に学ぶ教育を推進し、特別支援学級に在籍する133人全員、100%の子が交流学級の子どもたちと一緒に授業や行事等に参加できている状況です。授業においては、知的障がい学級の場合、体験的な活動を通して学びを深めることが望ましいため、音楽や体育、生活科などで交流学級の子どもたちと学んでいます。一方、自閉・情緒障がい学級の場合、他者との関わり方や学び方のコツをつかみつつ、将来高等学校への進学を希望する子どもたちがほとんどであることから、さきに述べた教科以外に、理科や社会、英語なども交流学級の子どもたちと学んでいます。

また、インクルーシブ教育は、誰もが自分のよさや可能性を見だし、それを実感し、夢や志を抱いて生活できることを目指していくべきだと捉えています。希望の光を誰もが持てるようにしていくこと、これが教育の役割だと思っています。

本市では、障がいがあっても自分の得意なことや好きなこと、できそうなことを生かして取り組める活動や、信頼し認め合える仲間との関わりの中で広げていく活動を大切にしています。例えば中学校の部活動がそれに当たります。特別支援学級在籍生徒26人のうち、約7割の19人が部活動に加入しており、自分の個性や特性を生かし追求して、自己実現の喜びと未来への希望や夢を持てるよう活動しています。

今後、子どもたちの特性に応じて、さらに多様な選択肢を提供していきます。学校生活においては、部活動をはじめ朝の挨拶活動や掃除、委員会活動など、参加が可能になる配慮や支援を進め、活動への意欲を高めてまいります。また、土曜日、日曜日に行われる数楽校やSTEAM講座、子ども学芸員、ジュニア司書など、参加可能な講座を丁寧に紹介してまいります。

今以上に、障がいのある子が夢や目標を持ち、その夢や目標の実現に向けて、それを全力で支援する本巢市の教育を目指し、関係機関との連携、幼・小・中一貫した支援体制をより強固なものにしてまいります。

[6番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に心を打つ御答弁だったんじゃないかなというふうに僕は思いまして、本当に今の子どもたち、僕が幼い頃でも多分障がいというのは非常にあったかと思うんですけども、今はより幅広い種類というか、そういった障がいがある中で、その子どもたちの将来というのは、やっぱり今一番欠かせないのは幼児教育、小・中学校の教育だと私は感じております。

その中で、非常に手厚い支援をしていただきながら、もちろん学校だけではなくて、家庭のほう

でも非常に必要なことだと思います。そういったものを多くの大人がしっかりと理解をして、そういった子どもたちへの配慮、また理解を進めていただけるようお願いをしたいというふうに思います。今後も、こういった教育に関しましては、注視しながら御協力いただければ幸いです。

それでは、2項目めの質問、3点に入らせていただきたいと思います。

2項目めは、公立学校の制服についてお聞きします。

近年、学校の制服については、ジェンダーレスの観点やSDGsの観点など、従来の考え方とはだんだん変わってきました。特に男女間における区別や差別の境界線をなくすことや、男性・女性の概念を取り払うという考えのジェンダーレスは、学生である子どもたちにとって重要と私は考えております。そういった考えの学生の方も年々増えてきていると思います。

具体的には、男性はスラックス、女子生徒はスカート、男子は青とか、女子は赤やピンクなど、社会的に形成された男女間における区別がありますが、これらの区別を緩和し、なくしていくことが望ましいと考える中で、学生が日々着用する制服はその影響が非常に大きいと感じております。

そこで、1点目の質問です。

公立中学校の制服のジェンダーレス化について、現状と今後の取組はいかがでしょうか。教育長にお聞きします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

#### ○教育長（川治秀輝君）

公立学校の制服のジェンダーレス化についての現状と今後の取組についてお答えします。

ジェンダーレス化に向けた取組の充実は、全ての子どもの人権を尊重し、誰もが安心して過ごせる学校を目指す点において、インクルーシブ教育の充実と同様推進すべきことであると捉えています。ジェンダーレス化に向けた取組は、以前から各学校で進められており、例えば学級名簿は既に全ての学校において男女混合名簿としていますし、ロッカーの配置も男女混合になっています。制服についても、全ての中学校で本人や保護者から個別に御相談いただき、性別に関わらずその子どものニーズに応じてスラックスやスカート等を選択できるようにしてきました。

本年度開校した根尾学園においては、制服をブレザータイプにすることでジェンダーレス化を図り、多様なニーズに応えられるようにしました。生徒や保護者と共に制服について話し合いを深め、自分たちで決めたことにより、生徒たちはちゅうちょすることなく自分の思いで制服を選んで毎日生活できており、生徒・保護者の不安についても解消されています。

根尾学園の制服のジェンダーレス化を受け、根尾学園以外の3つの中学校でもジェンダーレス化について見直しを始めております。今後、各中学校で具体的に保護者や生徒たちと話し合いが進められていくと思います。

制服をはじめ、ジェンダー教育を進めるに当たっては、人間の見方、考え方やアイデンティティ

一の基礎が幼児期から青年期に構成されることを十分に踏まえ、特に幼児期から性別の違いによって抱く役割や行動、考え方のイメージをなくしていく必要があります。固定観念にある男の子だから、女の子だからといった発言や、男らしく、女らしくといった発言など、目には見えにくい言葉のジェンダーレス化にも高い意識を持つことが大切です。

今後は、制服のみならず、誰もが性別に左右されることがなく、自分らしく輝くためにジェンダーレス化に向けた取組を一層充実してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

続いての質問に入らせていただきたいと思います。

2点目は、制服に対する助成のことです。ただいまジェンダーレス化ということもありましたけど、ちょっとそこは一転変わって、ちょっと違う観点から質問させていただきたいなというふうに思います。

この質問させていただく経緯としましては、今年の3月、私のSNSのページのほうにダイレクトメッセージが来ました。その内容としましては、今年の4月に中学校に入学するんですけども、学生服を購入する資金がありませんというような内容でした。そこで、余っている制服を提供していただけるようにSNS等で拡散してくれないかというような内容です。その連絡をいただきまして、私は早速SNSを活用しまして呼びかけたところ、何名かから御連絡をいただきまして、入学式に間に合うようその制服をお渡しすることができました。

このような制服の購入に困られているというメッセージは、実は1件だけではなくて、今年に限っては5名の方からダイレクトメッセージをいただきました。私のところに来ているメッセージは、多分ごく一部というふうに思っております。市内にはもっと困っている方もいらっしゃるんじゃないかなあということが予想されておりますが、そこで今回の質問に入らせていただくんですが、いろいろリユースだったりとか、そういった考えも一つあるんですけども、今回はそういった生活困窮の方々への制服等の購入に対する助成の取組ですとか、そういう見解はないのかということを教育長にお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

生活困窮者に向けた制服等購入の助成と取組についてお答えします。

市内全ての子どもたちが命を輝かせ、負い目を感じることがなく、生き生きと生活できるようにすることは極めて重要です。市といたしましては、子育て世帯への支援を充実させ、様々な体制を

整えているところです。

市内全ての子育て世帯に対しては、保護者の負担を減らすよう小学生用のランドセル、中学生用のヘルメットなどを無償で配付しております。さらに、生活に困窮している子育て世帯に対して、保護者からの申請により学校生活に必要な費用の一部を就学援助費として支給しています。今年度4月当初の申請件数は、市内全小・中学校の在籍児童・生徒2,690人のうち151人で、全体の5.6%となっています。

その就学援助費は、大きく2つに分けられます。1つ目は、日々の学校生活で必要となる物品等購入のために毎月支給される費用で、文房具や給食費などに充てることが可能です。2つ目は、入学時に必要となる物品等購入のために特別に支給されている費用で、新たに必要となる制服や通学用の靴、帽子等に充てることが可能です。小学校入学時には5万4,060円、中学校入学時には6万円を支給しています。

また、就学援助費の支給のみならず、中学生の制服や体操服のリサイクルをすることも有効です。この取組は、PTA等が中心となって行っている学校もありますが、地域の方々同士で譲り合うケースも多く見られます。これらの取組は、生活困窮者支援かつ循環型社会の構築からも有効であると捉えています。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、生活困窮者の支援を継続するとともに、子育て世帯への支援を進めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に、またこれも手厚く助成していただけているということを確認ができました。ジェンダールスにおきましても、生活困窮者の方々に対しての考えに関しましても、本巢市にとっては非常に手厚い考えでいただけることを引き続きお願いしたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

最後の質問は、子どもたちの制服の自由化についてちょっとお伺いしたいんですけども、今年、言ってもいいのかわからないですけど、とある高校で県内初となる制服以外の服装で登校を認める校則ができました。この校則は、入学式などの式典で学校が指定した日などは制服を着用するんですが、それ以外の通常は私服の着用を認めるものであります。生徒会執行部が中心となって、全生徒やPTA役員、教職員へのアンケート調査や地域からの意見を求めるなどして慎重に検討されてきて、実現に至りました。この服装は、学校生活にふさわしい服装と校則に明記されており、個性と社会性を培うよき機会となっています。このことから、導入を考える学校も増えてきたというふうに聞いております。

さて、制服は自治体や教育委員会、生徒会や学校が主導となって変えていくことだと理解をして

おりますが、今回は教育委員会としてのお考えをお聞きしたいなというふうに思います。制服の自由化の考えはいかがでしょうか。教育長にお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

子どもたちの個性と社会性を培う制服の自由化についてお答えします。

本巢市の子どもたちには、自らの人生を自らの手で幸せにたくましく生きていってほしいと願っています。そのためには、常に根拠を持ち、自己判断、自己選択、自己決定する力が必要となります。本巢市では、これまでに様々な取組を通してこうした力を育ててまいりました。

例えばノーランドセル登校の取組です。熱中症から自分の命を守るために、毎日天気予報を見て、その日の天気や自分の通学距離などの状況に応じ、帽子や日傘やネッククーラーの使用を自分で決める姿が多く見られてきました。何でも一律にするのではなく、自分で考え、判断することの重要性から、制服の自由化についても検討していく必要があるかもしれません。

しかしながら、保護者や生徒の意識は一概にはそうはならないことも分かりました。本年度開校した根尾学園では、制服を決める際の話合いの中で、私服にしてはどうかという意見も出されましたが、生徒も保護者も制服を望み、ジェンダーレスのブレザータイプの制服となりました。私服を望まなかった理由として、家庭の負担が増える、家庭状況によって格差が生まれ、差別・偏見が生まれる可能性がある、その日の服装選びに悩んだり、仲間の服装に過剰に意識したりしてしまうなどが上げられました。制服を望む理由として、スポーツの世界で同じユニホームを着ることがお互いの士気を高めたり、所属感を高めたりすることにつながることに同様に、学園生としての一体感が生まれるという意見も強く、制服の自由化を生徒も保護者も望んでいないという状況が分かってきました。

さらに、現在のコロナ禍での家庭の貧困や格差が加速する状況を踏まえると、制服の自由化を一律に求めることにより、家庭の負担感が増したり、服装のありようにも顕著な差が出たりすることが予想され、一番大切にしなければならない子どもたちに、生きづらさやつらい思い、負い目などを感じさせてしまう可能性があります。こうしたことを踏まえ、自分で考え判断する力を培う教育を今後も大切にしながら、制服については各校が進めるジェンダーレス化に向け、新しい制服を自分たちで選び、決定していくことを支援していきたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高橋勇樹君。

○6番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

制服の自由化についてのお考えは、重々今の答弁で分かりました。子どもたち主導で物事を考え

ていく、これは今後の社会におきましても非常に必要なことだと私は感じております。そういったことをしっかり我々大人も理解しながら、これからの学校の制服というのも非常に子どもたちにとっては重要なことで、制服のせいで学校に行きたくないとか、不登校になるというケースもまれにあります。

そういったことを含めて、柔軟な学校の対応、教育委員会の対応、我々大人の対応が今後必要だというふうを感じている中で、質問はこれにて終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩といたします。再開を午後1時ちょうどといたしますので、よろしく願いをいたします。

午前11時45分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（黒田芳弘君）

議席番号15番 上谷政明君が都合により早退されましたので、報告をいたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

再開をいたします。

続いて、7番 今枝和子君の発言を許します。

○7番（今枝和子君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

長引くコロナ禍に加え、ウクライナ危機による原油価格や物価高騰の影響により、生活者や事業者は様々な分野で大きな負担を強いられています。そこで政府は、地方創生臨時交付金に原油価格・物価高騰対応分という新たな枠を創設いたしました。それを受けまして、去る5月24日、物価高騰に対する緊急要望書を藤原市長に提出をさせていただきました。給食費の負担軽減や生活インフラとして欠かせない水道料金など公共料金の負担軽減を、事業者も含めて要望をしたものですが、今後もさらに物価高は進んでいきそうです。不安を募らせる市民の皆様に、たとえ少しでも御答弁によっては安心をお届けできるのではないかと願い、通告に従いまして、以下4点質問をさせていただきます。

まず初めに、デジタルディバイド（情報格差）解消についてお尋ねいたします。

今年の1月から2月にかけて、公明党は全国でアンケート運動を行いました。子育て応援、高齢者支援、中小企業・小規模事業者支援を全国統一のテーマとして公明議員が各地で住民らに聞き取りを行い、全国で3テーマ合計15万7,135件の回答をいただくことができました。私も多くの方々に御協力いただき、百数件の回答を得ることができました。

このアンケートの主な結果としては、子育て応援では、児童手当や教育費など経済的負担の軽減を求める声が多くありました。事業者支援では、従業員の規模に応じてニーズが異なるものの、あ

まり現場に浸透していない支援策の周知徹底や、相談窓口の拡充などの課題が浮き彫りとなりました。そして、高齢者支援では、困っていること、心配に思っていることについて尋ねたところ、最も多い回答は、自分や家族が認知症になったときというものの64%でした。そして、70代、80代では、デジタル化に対応できないことが4割を超えておりました。これらのデジタル化についていけないという不安の声は、私のアンケートのときにも大変多くお聞きをいたしました。

そこで、今回は、デジタル化への対応の支援について取り上げたいと思います。

社会のデジタル化が進み、今や生活必需品になりつつあるスマートフォンですが、デジタル庁の2021年の全国調査によりますと、スマホを所有していない人は60代で12.4%、70代では28.9%であり、その理由として多かったのは、「生活に必要なを感じない」、そして「使い方が分からない」などでした。

しかし、外出や買い物に困難を抱える高齢者ほど、スマホの使用による生活上のメリットはかなり大きいと思います。例えばネットでの買い物です。お米や飲料水など重いものなどは、ネット注文なら持ち運びもなく希望日に自宅に届き、とても便利です。病院の診察予約やオンライン診療なども可能になります。

さらに、本市では今年度秋頃より、市の広報手段としてメール配信システムが導入をされます。防災・イベント案内など、自分が知りたい市政情報をスマホがあればメールで簡単に知ることができます。

さらに、国では、マイナンバーカード普及のために、カードの取得に最大5,000円分のポイントを、そして保険証・銀行口座をひもづければそれぞれに7,500円分を、合計で2万円分のポイントをつけるとしています。ひもづけによるポイント付与の申請は今年30日から始まりますが、このマイナポイント取得もスマホがあれば簡単です。一方で、従来型の携帯端末、いわゆるガラケーは、3G回線のサービス終了に伴って順次使えなくなっていくます。

このような背景がある中、高齢者らのスマホデビューを後押しする支援が、各地で広がりを見せています。例えば高齢者らがスマホを初めて購入する場合、購入時にスマホの操作方法を学べる講座を受講してもらうことが条件で、購入費用の一部を助成。さらには、その講座の終了時に、その自分のスマホを使って助成金を申請するというものです。このような取組は、高額な端末代や操作が不安で購入に二の足を踏む人でも、この機会に思い切ってスマートフォンを購入しようかと一歩踏み出すチャンスになりそうです。マイナンバーカード取得促進にもつなげていけるのではないのでしょうか。

そこで、本市における高齢者をはじめデジタル弱者のスマホデビューの後押しとなる今後の取組への見解をお尋ねいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

**○副市長（大野一彦君）**

それでは、お答えをいたします。

近年、各携帯電話会社から、いわゆるガラケーと言われる携帯電話の3G回線のサービス終了が案内されておまして、早い携帯電話会社では既に終了し、遅いところでも2026年3月末をもって終了することとされております。今後は、高齢者をはじめとする多くの人が携帯電話からスマートフォンへ機種変更されることが予測されているところでございます。

国が令和3年10月に発表しました「日本のデジタル度2021」では、先ほど議員からお話がありましたように、スマートフォン保有率が60歳代で87.6%、70歳代で71.1%と調査結果もあり、いわゆるデジタル弱者と言われる方の多くが高齢者であり、買換えが必要となることが見込まれております。

こうした中、各携帯電話会社の店舗におきまして、スマートフォンに変更される際に、スマートフォン教室への参加を促しているところもあり、スマホデビュー支援によるデジタル弱者の解消につながる取組でもございます。

現在のところ、本市が直接デジタル弱者のスマホデビュー支援としての取組を行う計画はございませんが、国において、デジタル技術を地域活性化に生かすデジタル田園都市国家構想の実現に向け、地方創生の取組に合わせた総合戦略を年内にも策定するとされており、そうした国の動向や、先ほど議員から御紹介のありました市町での取組、こういったものをしっかりと見定めながら、また国の動向による補助制度、こういったものを見ながら、今後の「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、検討をしてみたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

年内にも策定される総合戦略などを注視して検討とのことですが、ぜひデジタル弱者の解消への取組もよろしく願いいたします。

次に、既にスマホをお持ちの方々への支援についてお尋ねをいたします。

現在、スマホはお持ちでも、電話やメールなどの機能しか使えないという方は多くお見えます。しかし、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられていますように、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現することは極めて重要です。

総務省では、現在、デジタル活用に不安のある高齢者らの解消に向けて、デジタル活用支援事業を展開しております。これは、地方公共団体と連携した事業主体が、誰もが利用できる場所でスマホ講習会等を実施するものへの支援であり、費用は全額国が負担をいたします。各自で大手携帯ショップでの無料スマホ教室もあるようですが、知らない場所で知らない人たちの中で教えてもらうことに、高齢者の皆さんはかなり抵抗があるようです。また、そこまでの移動手段も課題となりま

すが、身近な会場で顔見知りの人たちと一緒に教えてもらえるのであれば、このような様々な不安は解消され、積極的に参加されることが期待できます。実際に、市内でスマホ教室を待ち望んでおられる声は、高齢者に限らず大変多くありました。

そこで、本市においても、デジタル格差解消のためニーズが高いスマホ教室の開催は必要であると実感をしておりますが、いかがお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

**○副市長（大野一彦君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

高齢者を対象としたスマホ教室開催への見解はという御質問でございますが、まず高齢者等を対象に行われておりますスマホ教室につきましては、市の社会福祉協議会が独自事業として行っておられまして、令和3年度に60歳以上の男性を対象とした「男性いきいきライフ教室」の中で7月に1回開催をされ、参加者は10名で、携帯会社の社員を講師に招き、スマホの操作方法などの指導を受けられており、本年度も10月に開催される予定であるとお聞きいたしております。

現在のところ、本市が直接高齢者等を対象としたスマホ教室を開催する計画はございませんが、今後は、市への申請手続や予約受付が市窓口だけでなく、スマホ・タブレットなどを活用したオンラインによる行政手続・サービスの利用が行われることも想定されておりますことから、年齢や性別、障がい者、高齢者などの属性を問わず、デジタルディバイド（情報格差）の解消に向け、スマホを活用することで生活がより便利になることを感じていただける取組として、スマホ教室の開催につきましても検討をしてみたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

今枝和子君。

**○7番（今枝和子君）**

ありがとうございました。

私も、社協が昨年独自事業として男性を対象としたスマホ教室を1度開催されたこと、また今年度も開催される予定であることは承知をしております。大変ありがたく思っておりますが、社会のニーズにお応えするには複数の開催が望まれます。先ほど前向きな御答弁をいただきましたが、具体的にいつ頃をめどに御検討いただけますでしょうか。待ち望む声が多くありますので、お答えできる範囲でお聞かせ願えればと思い、再質問をさせていただきます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの再質問についての答弁を大野副市長に求めます。

**○副市長（大野一彦君）**

先ほどの御答弁の中でもお答えをさせていただきましたが、国のデジタル田園都市国家構想にお

ける地方創生の取組に合わせた総合戦略を、また国のほうで作成されるということでございますので、そういう中での位置づけや、いわゆる国・県等の補助事業、こういったものも視野に入れながら、そういったことを見定めた上でできるだけ早い時期に、やり方として市の直営なのか、または委託なのか、こういったことも含めて早急にまた検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございます。

早期の開催を心待ちにしております。よろしく願いいたします。

次に、女性のデジタル人材育成についてお尋ねいたします。

コロナの影響で深刻な打撃を受けた飲食業などの業種では、非正規で働く女性の占める割合が高く、減収や失業などで困窮する女性の増加が問題となっております。一方、デジタル分野の仕事は感染症の影響を受けにくく、今後も成長が見込まれる社会のデジタル化により、その分野での人手不足が続き、労働力を求めるニーズは高まると言われております。

政府は、昨年6月に女性デジタル人材育成を支援する方針を発表いたしました。デジタル関連の仕事は、テレワークができるなど勤務場所の制約も少ないことから、育児・介護を担う女性にとっても比較的働きやすい職種です。国としてもハローワークの求職者などを対象にしたデジタル分野の訓練コースの拡充など、デジタル人材の育成に関する施策を用意しております。

また、国の2022年度予算には、昨年に引き続き女性のデジタルスキル向上や就労の支援に地方自治体が活用できる地域女性活躍推進交付金が計上をされております。兵庫県宝塚市では、この地域女性活躍推進交付金を活用して、コロナ禍で困難を抱える女性への支援の一環として、パソコン講座を実施しております。市がNPO法人に業務を委託するというものですが、初級編から仕事に役立つ実践編までのスキルが習得できると好評を博しています。

そこで、就労を希望する女性が、ウイズコロナ時代の働き方としてテレワークなども選択できるよう、デジタル技能を学べる講座の開催など、本市における女性のデジタル人材育成についての見解をお尋ねいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、女性のデジタル人材育成への見解につきましてお答えをさせていただきます。

まず、国の取組を少し御紹介させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、我が国では、特に女性に対して就業から生活面に

ついて様々な形で深刻な影響を与えていると言われております。こうした中、令和3年6月16日に策定をされました国の女性活躍・男女共同参画の重点方針2021におきまして、コロナ対策の中心に女性をと定め、雇用・労働分野では、女性のデジタル人材育成等を支援することとされております。

また、令和4年4月26日、内閣府の男女共同参画会議において決定されました女性デジタル人材育成プランでは、女性デジタル人材育成の具体的な取組として、デジタルスキル習得支援及びデジタル分野への就労支援の両面から、国・自治体、企業等が連携して取組を強力に進めていくとされているところでございます。

そうした中、本巢市におきましては、本巢市結婚・子育てアドバンス企業認定制度によりまして、結婚や子育てがしやすい職場環境を整えている企業・事業所を認定するとともに、その取組を広く紹介することにより、女性が働きやすいまちづくりを進めているところでございます。

また、第3次本巢市男女共同参画プランにおきまして、女性の能力開発に関する情報提供や、能力開発に関する体制整備の推進により、あらゆる分野への男女共同参画を推進しているところでもございます。

近年、新型コロナウイルス感染症を契機にデジタル社会への形成が進み、デジタル人材の需要が高まるところでもございます。そうした中で、女性のデジタルスキル向上は、デジタル人材不足の解消や、育児・介護等でフルタイムで働くことが難しい女性にとって、柔軟な働き方ができる機会であると考えられます。

そうしたことから、本市といたしましては、結婚・子育てアドバンス企業を認定する際には、テレワークの推進を認定要件の加点項目に加え、女性が働きやすい職場環境の整備を促してまいりたいと考えております。

また、人材育成におきましては、女性のキャリア継続及び再就職を後押しし、就業機会を拡大するためオンライン化に対応したスキル習得を目的に、今年度から岐阜県が実施を予定されております女性のデジタルスキル習得講座、こういったものを活用するために、広く情報提供することで女性のデジタル分野での就労に一步踏み出すための機会を周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

女性のデジタル人材育成については、今年度から実施予定の県の事業を活用ということでした。職を求める多くの女性がデジタルスキルを習得されることを願います。本当に幅広い形で周知をしていただきまして、希望者が漏れなく県の事業を受けていただけるように努めていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

先月、5月27日、義務教育学校根尾学園へ岐阜県議会議員の方々が見察に来られるということで、議長とともに私も文教福祉委員長として同席をさせていただきました。県議会の皆さんは、確かな学力の定着を図る全学年担任制や、少人数ならではの個別指導に近い授業を直接目にされ、大きくうなずいておみえでした。また、かがやき科、ふるさと科など多彩なカリキュラムの編成など、他に類を見ない特色ある指導体制にも大きな期待を抱かれていらっしゃいました。私も、このような素敵な教育環境の中で育まれる子どもたちの将来がとても楽しみです。

根尾学園には、市内どこからでも通学補助を活用して通うことができます。多くの御家庭で根尾学園が選択肢となることも期待をいたします。また、根尾学園の制服は、ブレザーにズボン、スカートを自由に選べるジェンダーレス制服であり、その少し大きめの制服をまとう姿に、私は新しい風を感じました。性別に関係なく制服を選択できることは、多様性に配慮するだけでなく、動きやすさ、防寒対策など様々な観点からも、その必要性は高まっていると感じます。

そこで、今後ジェンダーレス制服を、本巣、糸貫、真正の3中学校への導入をいかにお考えでしょうか。見解をお尋ねいたします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

教育長。

**○教育長（川治秀輝君）**

市内中学校のジェンダーレス制服導入の見解についてお答えします。

昨年度、根尾学園の開校を進める中で、学校は制服について、生徒及び保護者と何度も話し合いを行いました。生徒・保護者ともにジェンダーレスの制服導入の意味を十分に理解し合い、従来の学生服及びセーラー服をブレザータイプの制服とし、スカートやスラックスを自由に選択できるようにしました。

子どもたちは、制服を決める過程で、なぜ制服が必要なのか、どんな制服にするのかなど、制服の意義や願いについて自分の考えを出し合い、自分たちで合意形成したことにより、例えば女の子がスラックスをはくことなど、制服の違いによる違和感や偏見を持たずに、ごく自然に自分で決めたジェンダーレス制服を着こなしています。

この根尾学園の動きを受けて、中学校長会が中心となり、他の3中学校もジェンダーレス制服について動き出しており、保護者に説明を始めたところです。今後、それぞれの学校で生徒・保護者の思いを受け止めながら、よく話し合って制服の改定が進められていきます。

ジェンダーレス制服の導入は、LGBTQの子どもたちがつらい思いをしないための一つの手だてです。こうした制服について考えることから波及して、LGBTQの方々を正しく理解し、誰もが堂々と生きていくことができる社会、学校をつくっていくことが大切です。

本巣市では、こうした理解が進む取組を既に始めています。一昨年度も性的マイノリティーについて講演会を開き、多様な性について学ぶ機会を位置づけました。その講演の中で、ある家族のライフストーリーと題して、自身がトランスジェンダーである女の子とそのお母さんから、苦しかっ

た思いや葛藤、社会に訴えたいこと、そして現在の心境などを聞くことができました。参加した人々からは、LGBT等の多様な性を個性として尊重すること、価値観の違いを受け止めること、一緒に普通に過ごすことなどの大切さについて意見が出され、LGBTQに対する偏見・差別が少しでも解消され、ジェンダーについての認識が深まったと捉えています。

今後は、ジェンダーレス制服導入をきっかけに、SDGsの目標にある「ジェンダー平等を実現しよう」のその学びも併せて進め、どんな個性を持った子どもたちも生き生きと生活でき、一人一人が輝ける学校にしてまいります。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

先ほどお話がありましたように、当事者の方の講演をされたということで、本当に私も数年前に当事者の方の講演を聴いて初めてLGBTQについての認識を新たにいたしました。現場の声というのは本当に説得力があると思いますので、今後もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に移ります。

中学校の卒業式直後、このような声をお聞きいたしました。体操服での登下校が多かったため、制服の傷みはあまりなく、このまま処分するには抵抗がある。もったいないですねと。また、幼稚園に通う子どもを持つ親さんからも、成長が早いこの時期の子ども服は、状態がよくてもサイズが合わなくなったタイミングで買い替えなければならないのがつらいですねなどと、複数の方々からお聞きをいたしました。

そこで、服のリユースは経済的な負担軽減になるだけでなく、ごみの減量化や環境負荷にもとても有効であることから、制服・子ども服のリユース推進についてお尋ねをいたします。

4月14日、機会をいただいて一般廃棄物最終処分場である西濃環境整備組合に視察研修に行きました。そこでは、ごみの処理にかなりの費用がかかっていること、また焼却灰などの最終埋立処分場の確保の問題など、現状の詳しい説明をお聞きし、ごみの減量化に取り組む必要性を改めて実感いたしました。また、ごみ処理に係る近隣市町の負担金は、均等割と搬入量で計上されるため、本巣市が持ち込むごみの量を減らすことは、市の負担金を減らすことに直結し、今以上に推進をしていきたいと思われました。

また、環境面から見ましても、衣類は捨てれば可燃ごみとなってしまいますが、リユースすれば資源となります。循環型社会を構築するためにも、3R、リデュース・リユース・リサイクルが不可欠であり、特にリデュース・リユースを一層進めることが求められている昨今でもあります。3Rのリデュースとは、物を大切に使うことでごみを減らすこと。リユースとは、使えるものは繰り返し使うこと。そして、ごみを資源として再び利用するリサイクル。循環型社会とは、この3Rの考え

方を基本とし、地球の環境と資源を大事にする社会であり、脱炭素社会の実現にも貢献をするものです。

環境省は、日本で消費される衣服と環境負荷に関する調査をしています。私たちが店頭で手に取る一着一着の洋服、これらの服の製造プロセスでは、CO<sub>2</sub>が排出されます。原料となる植物の栽培や染色などで大量の水も使われます。また、生産過程で余った生地などの廃棄物も出ます。調査では、これらの年間の環境負荷総量を服1着あたりに換算し、分かりやすい数字で示していました。服1着当たりのCO<sub>2</sub>排出量は、500ミリリットルのペットボトル255本分の製造と同等です。また、水の消費量は、浴槽11杯分に相当します。たった服1着にこれだけ多くのCO<sub>2</sub>排出量があり、水の消費があるのです。大量に衣服が生産されている現状で、その環境負荷が大きくなってきていることが理解できます。

ここで、リユース事業を展開する自治体がありましたので紹介をさせていただきます。

沖縄県名護市では、ごみの減量化やリユースの促進を図るとともに、生徒の物を大切にすることや環境に対する意識を育んでいくことを目的として事業化されたものですが、生徒会でポスターを作成したり、校内放送で呼びかけるなどして積極的に制服の回収に取り組み、必要とする学生に提供をするものです。新入生だけでなく、在学中にサイズが合わなくなった場合などの需要もあり、経済的負担軽減の面からも好評です。

山形県上市市では、小さくて着られなくなった子ども服を、保育施設に設置してあるおさがりボックスに入れてもらい、またおさがりボックスの中に自分の子どもに適した服があれば持ち帰ってもらいます。園への送迎時に気軽にリユースできると、この取組も好評だそうです。

このように、制服・子ども服のリユースは、環境負荷と経済的負担軽減の両側面からとても有効であると考えますが、本市における幼稚園・中学校でのリユース事業の見解をお尋ねいたします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

#### ○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、市内中学校・幼稚園での制服及び子ども服のリユース事業の見解についてお答えします。

SDGsが提唱されるように、廃棄物の削減や再生利用への意識は一層高まっています。中学生の期間のみ着用する制服や体操服、幼児期からの子ども服のリユースにつきましては、環境面への配慮だけでなく、子育て世帯における家計への支援策としても有効な施策として、自治体や団体での事例も出てきており、循環型社会の実現に向けてとても大切な取組の一つであると認識しています。

かつて市内各中学校においても、同様に制服や体操服のリユース活動がPTAが主体となり行われてきましたが、誰が着たのか分からない服を着るのは抵抗があるとの意見もあり、集めた制服などの多くが残ってしまい、学校でも回収後に引取り手のない制服などの保管場所や防虫対策などが

難しいなどの理由から、全体としての取組は今は行われていませんが、卒業時に不用となった制服や体操服を仲間同士で譲り合うことは多く見受けられます。

また、幼稚園でも、以前はPTAが各家庭で使用しなくなった生活用品を持ち寄り、不用品バザーとして地域の方々も巻き込んで開催され、その中で若干の幼児服についても取り扱っていたと聞いていますが、今では親戚や仲間同士でのリユースやメルカリなどのSNSを活用する保護者の方も多くなってきていると聞いています。

いずれにいたしましても、制服や子ども服のリユースの取組は、循環型社会を推進する上で有効な手段の一つであると認識していますので、園や学校において、まずは保護者にどれぐらいのニーズがあるのかを調査することから始め、次に、どのような方法で誰が行うのかなど、具体的な対応についてもPTAと調整するなどし、必要と判断された場合には、園や学校において積極的に支援・協力していきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

まずは調査から始めていただけたということでした。こういった問題を提起することによりまして、より多くの市民の方々が循環型社会への目指す気持ちというか、意識が高まっていくことを期待いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

最後の質問、地域共生を目指す居場所づくりについてお尋ねをいたします。

今、我が国の実に7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われております。ただし、日本における子どもの貧困とは、毎日の衣食住に事欠く絶対的貧困とは異なり、その国の生活水準や文化水準を下回る状態に陥っている総体的貧困を指します。

また、子どもの孤食も増えていると伺います。孤食とは、少子化、核家族化の進行に伴い、共働きの家族も増える中で、子どもが独りで食事をすることです。特に、孤独を感じるような寂しい食事を意味します。心身ともに成長期を迎える子どもの孤食は、孤独感やコミュニケーション不足、簡単で好きなものばかりで済ませてしまう栄養の偏りなど、今後の成長にマイナスな影響を与える懸念されています。しかし、子どもと一緒に食事を取りたくても、仕事の都合などでどうしても一緒にいてあげられない御家庭があることも理解しなくてはなりません。

それならば、地域の大人たちが手作りの温かい食事をこの子たちに提供してあげようと、ある八百屋さんから子ども食堂が始まりました。そして、それはやがて全国に広まり、2021年時点では、全国に約6,000か所以上になるとの報告もあります。また、貧困・孤食への支援として始まった子ども食堂は、今では孤食の高齢者も集うなど、大人たちと子どもが交流できる地域の拠点、居場所の役割をも担うようになってきています。地域の誰もが参加でき、緩やかなつながりを持つことにより孤立を予防し、社会とのつながりへとつながることが期待できる子ども食堂ですが、一方では、

運営の継続に様々な課題があるようです。地域のボランティアの人たちによる運営がほとんどですが、食材や運営費の確保、また開催場所やその周知などが課題となっています。

岐阜県では、平成29年度より子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金が創設されています。県の資料を引用すれば、子どもの貧困・孤食対策については、地域の実情に応じて市町村が取組を推進する必要があるが、財源や人員不足等により十分に取組が進んでいない現状があるとした上で、子ども食堂の活動を支援し、この事業費補助金の積極的な活用を促しています。近隣の瑞穂市や北方町などもこの補助金を活用しておみえですが、県に確認しましたところ、予算にはまだ余力があるので、ぜひ御活用くださいとのことでした。

そこで、本市における子ども食堂の開設・運営、またはその支援についてどのようにお考えか、その見解をお聞かせください。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

**○健康福祉部長（小椋真二君）**

それでは、本市における子ども食堂の開設・運営や支援への見解についてお答えをいたします。

子ども食堂は、子どもの貧困対策としての子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、これを契機として高齢者や障がい者を含む地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されております。その数は、全国で約6,000か所、岐阜県内では約100か所におきまして、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんの提供が行われており、その多くはNPO法人やボランティア団体、民間企業、社会福祉協議会などで運営がなされております。

本市での子ども食堂の開設・運営の実績につきましては、平成30年に市の社会福祉協議会が、もとす子ども食堂モデル事業といたしまして、試験的に糸貫ぬくもりの里を拠点に夏休み期間の3日間、毎回7人から9人の子どもたちを集め、レクリエーションや食事の提供を行った結果、子どもの居場所づくりとしての一定の成果があったと、そのような報告は受けております。

また、本年4月からは、NPO法人の団体が本巣地域におきまして、定員20名、参加費として1人当たり300円を集め、毎月第2日曜日の昼の時間帯に、子どもの居場所づくりと食事提供を目的とした子ども食堂の開設・運営を行っているところであります。

近隣市町での子ども食堂の開設状況といたしましては、瑞穂市、北方町ともに社会福祉協議会を含めそれぞれ3団体が、学習支援や食事提供、居場所づくりを行っている状況と伺っております。

なお、現在、本市が直接子ども食堂を開設・運営する計画はございませんが、今後、NPO法人やボランティア団体の皆さんから子ども食堂開設に向けての相談等を受けた場合には、本市といたしましても、その活動に対する支援は必要であると、そのような認識は持っておりますので、子どもの健やかな成長を育むとともに、子どもたちの交流を目的として食事の提供などを行う子ども食堂を運営する団体に対し、市が保有する公共施設での開設場所の相談に応じることや、開設後の市

民への周知、また県の社会福祉協議会などの助成金の活用を紹介するなど、開設・運営に係る支援を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

今枝和子君。

○7番（今枝和子君）

ありがとうございました。

開催場所の支援や社協などその他の補助金につながりということでした。

現在の日本社会は、かつてのような近隣との助け合いや人と人とのつながりが希薄となっていることから、地域の福祉課題が多くあります。課題解決のためには、ボランティア団体と行政が密に連携していくことが重要であろうと考えます。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていける社会を目指し、支え合いや多世代が気軽に交流できる集いの場所、居場所の整備が一日も早く整い、たくさんの箇所で開催できることを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

ここで暫時休憩といたします。再開を2時ちょうどにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午後1時46分 休憩

---

午後2時04分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開します。

続いて、8番 高田浩視君の発言を許します。

○8番（高田浩視君）

4月に、平成生まれ初全国最年少市長が大阪市泉南市で誕生しました。山本優真氏です。

本巣に生まれ、地元の本巣松陽高校を卒業され関西の大学に進み、政治に関心を持ち政治家として活動されています。私は、研修で一、二度お話をさせていただき、SNSの交流もあります。高橋勇樹議員がより親しいはずですが、先月の全国市長会の折にも、藤原市長と会話を交わされたとお聞きしております。お互い生まれ育ったふるさとを離れ、首長として活躍されております。政治信念、政治手法は違っても、お互い強い郷土愛をお持ちではないでしょうか。この縁をもって互いの市民にとって有意義な関係、交流、関係人口の増加、地域活性化が行われることを期待します。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。

高齢者の外出支援についてです。

今は2022年、2022年は団塊世代が後期高齢者に突入します。先日の報道の中に大企業に勤める会社員と家族が加入する健康保険組合の財政が悪化している。2021年度は8割の組合が赤字の見込み

で保険料率の引上げにも限界がある。高齢者を支える負担が重いところに、コロナ禍で賃金下がって保険料収入が下がり、急速に財政危機に陥った。団塊世代が後期高齢者に突入し、人口構造の変化が社会保障制度に大きな影響を与えるとありました。

さらに、今後は2025年問題があります。2025年は、団塊世代の多くが給付を受ける側になるため、人口減少下では医療、介護、福祉サービスの需要が高まり、社会保障、財政バランスが崩れることが問題です。2025年以降は、具体的には認知症高齢者の数が急速に増加する、独り暮らし、高齢夫妻のみの世帯が増加する、死亡者数が急増する、そういう社会です。そのような現状は、年々増加していることは実感できています。

私の住んでいる真正地域でも高齢の夫婦だけでなく、特に女性の独り暮らしの方が目につきます。朝夕のデイサービスの送迎の車の数が増え、あの方も、あの方もなのかという思いです。お話ししてみますと外出に苦慮している、我慢していると言われます。御近所や離れて暮らす家族の協力を受けている方がほとんどです。今後、この傾向は一気に増えていくということです。今後も、家族や近所に頼っていけるのでしょうか。

全国各地の自治体の取組が報道等によく取り上げられています。本巢市においても高齢化が加速しています。市内北部地域に限らず、外出に困難を感じている市民が増えています。福祉の大きな転換期と言われる2025年を見据えて新しい施策を検討する必要があると考えます。

まずは、市内の現状をお聞きます。

最初の質問です。運転免許証の保有の状況についてお伺いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

**○総務部長（原 誠君）**

それでは、運転免許証の保有の状況についてお答えさせていただきます。

運転免許証の保有者数は、2年前、令和2年3月末時点では2万4,073人、昨年、令和3年3月末時点では2万4,015人、そして、本年、令和4年3月末時点では2万3,929人となっております。

また、直近の令和4年5月末現在の保有者数は2万3,874人であり、18歳以上人口2万8,015人の85.2%となっております。このうち65歳以上では保有者数が7,320人で、65歳以上人口1万313人の71.0%、さらに75歳以上では保有者数が2,649人で、75歳以上5,183人の51.1%となっております。以上でございます。

**○議長（黒田芳弘君）**

ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時13分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開をいたします。

〔8番議員挙手〕

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

75歳以上のかなりの方がまだ今免許証を保有しているという状況がありますが、岐阜県地域公共交通計画（素案）が公表されていますが、その中には高齢者による事故に関して、県内の交通事故が減少傾向を示す中、高齢運転手による死亡事故はほぼ横ばいで推移しています。令和3年は前年から増加し、全運転者事故に占める高齢運転者事故は34.7%で、平成29年以降、3割を超え高率で推移していますと。

高齢者の運転免許保有、返納状況については、県民の年齢層別運転免許保有率は65歳以上の高齢者は64.1%となっており、高齢化に伴い、高齢者の運転免許保有者数が年々上昇しています。高齢運転者の免許返納数は近年増加しており、免許返納後に移動に大きな支障が生じることがないように移動手段の維持、確保が求められているとあります。

2つ目の質問です。もとバスの利用状況についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、市営バスの利用状況についてお答えさせていただきます。

利用者数といたしましては、令和元年度は2万4,933人、令和2年度は1万7,788人、また令和3年度は1万8,225人でございます。令和元年度以前の利用者数は、毎年2万人を超えておりましたが、ここ2年の利用者数の減少は、新型コロナウイルスの感染症の影響によるものであると考えております。

また、毎年実施しております本巣市市営バス利用者アンケートの結果では、利用者の年齢層といたしまして、70歳以上が全体の約6割を占め、また全体の約8割が買物や通院を目的として利用されている状況でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

高齢者の外出支援の一端を担っている現状ではあるようです。利用者のアンケートですから、高齢者全体の意見を反映しているわけではないと考えています。

3番目、タクシー利用助成事業、買物支援事業の評価についてお尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、タクシー利用助成事業、買物支援事業の評価についてお答えをいたします。

本市では、高齢者の外出支援事業としまして平成28年5月より、高齢者タクシー利用助成事業を実施しており、市内在住の運転免許証を保有していない75歳以上の高齢者に対しましてタクシー料金の一部を助成しておりましたが、事業統合により本年度から運転免許証を自主返納された人も本事業の対象として助成を行っております。令和3年度の助成状況につきましては、1枚500円のタクシー乗車券を一回の乗車につき2枚までの利用とし、1人当たり月4枚、年間最大48枚を550人に交付しましたが、令和2年度が400人への交付でありましたので、前年度と比較して交付率は約1.4倍の増となっており、また令和3年度では交付枚数2万3,340枚のうち、1万1,420枚の利用がありましたので、利用率は約48.9%となり、令和2年度の利用率が約39.6%でありましたので、前年度と比較して約9.3%の増となっていることから、このコロナ禍におきまして前年度以上の利用実績があったことは、高齢者への外出支援事業として一定の成果があったと考えております。

なお、本事業は、事業開始年度の平成28年度から令和元年度までの4年間は、1回の乗車につき700円のタクシー乗車券を月2枚、年間最大24枚、合計1万6,800円分を交付しておりましたが、買物や通院時の遠距離移動での自己負担額を軽減するため、また乗車券を利用しやすくするために、令和2年度からは500円のタクシー乗車券を1回の乗車につき2枚までの利用とし、交付枚数は1人当たり月4枚、年間最大48枚、合計2万4,000円分までの交付へと事業を拡充しており、本年度からはより外出の機会を増やす目的でタクシー乗車券の利用限度額を1回の乗車につき3枚までの利用可能とし、1人当たり月5枚、年間最大60枚、合計3万円分までの交付へとするなど、さらなる事業拡充を図ってまいりました。

なお、6月1日現在までの交付状況でございますが、531人に3万1,745枚を交付しており、対象者の行動範囲が広がることにより、健康増進や介護予防につながるが見込まれております。

次に、買物支援事業につきましては、市の社会福祉協議会が独自事業として平成29年度から実施しており、自動車の運転ができず買物に行くのにも不便を感じる高齢者のために、市社会福祉協議会が所有する自動車を使用し、食料品店舗まで乗せていくサービスでございますが、令和3年度状況といたしましては、根尾、本巣、真正地域にて各1団体、糸貫地域では2団体、合計5団体が事業を実施しており、年間延べ96回、延べ336人が利用されていると伺っております。

また、本事業は運転手を含めた運営ボランティアを地域住民が担っていることから気楽に利用しやすく、高齢者の外出の機会を増やすことで、こちらも健康増進や介護予防に期待がされているところであります。

なお、今後につきましても、高齢者のライフスタイルの多様化により、そのニーズを把握する必要があることから、高齢者の外出支援に関する調査・研究を行いながら、高齢者が利用しやすくまた利便性や満足度の高い仕組みを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

タクシーの輸送人員と経営の状況について。

同じく岐阜県地域公共交通計画（素案）によりますと、県内のタクシー事業者数は令和元年度末時点で149事業者であり、鉄道やバスの不便な時間帯の補完や観光需要への対応、鉄道やバスなどへの乗車に負担の多い高齢者等、多様なニーズに応じ、ドア・ツー・ドアの輸送を提供することができる公共交通機関として重要な役割を担っています。また、災害や事故等による鉄道やバスの運休において、公共交通を代替する役割も担っています。

一方で、タクシー事業の輸送人員は年々減少傾向にあり、平成27年度の9.2百万人から令和元年7.6百万人に8割まで減少しております。運送収入はほぼ横ばいでしたが、令和元年では大きく減少しました。実車走行距離は、輸送人員の減少とともに減少しています。

一方で、実車走行キロ当たりの運送収入は微増していますが、令和元年では減少しました。

タクシー運転手の状況について、県内のタクシー事業者の運転者数は減少傾向にあり、令和元年度時点では1,912名となっています。人数の減少と並行して実車走行キロも減少していますとあります。

私は忘れられません。6年前になりますか、議員になり初めて参加した研修です。黒田議長、大西議員、若原議員に誘っていただき、東京で行われた政経セミナーに参加しました。議員になり2か月です。定例会も経験していない時期です。グループ討論に参加し、そのテーマが買物支援でした。私にその課題の認識はありませんでした。高齢者の買物支援をどのように行っていくかという研修でした。その際は過疎地域の課題としての討論でした。それから、私の中では忘れられない課題、テーマとなっているんです。

それで、4番目の質問なんです。高齢者の外出支援という、この課題について、2025年問題に関してどの程度認識をお持ちかお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、2025年問題の認識についてお答えをいたします。

日本の人口は2010年を境に減少を続け、2025年には約800万人と言われる団塊の世代が後期高齢者の75歳となり、日本の人口の年齢別比率が劇的に変化して4人に1人が75歳以上という超高齢化社会となり、社会構造や体制が大きな分岐点を迎え、雇用、医療、福祉など様々な分野に影響を与えることが予測されております。

本市におきましても、本年4月末現在、75歳以上人口は5,153人で高齢化率31.07%であり、3年

後の2025年では、75歳以上の人口は6,107人で高齢化率32.76%と予測されており、その後も高齢化率は上昇し続けるものと認識しておりますことから、今後医療費や介護保険料の増大を抑制するためにも、引き続き高齢者の行動範囲が広がり、健康増進や介護予防につながるが見込まれる外出支援事業を推進してまいりたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

今まで本巢市において、高齢者の外出支援は北部地域の課題であったと思います。今後2025年を見据えて南部地域の解決が課題となってくると思います。市内において団塊の世代の人口が多いのは、南部地域であります。地域や団地においては、ほとんどが団塊世代である地域も実際に存在します。

それで、今後、今のままでいいのか。新たな外出支援策の検討というのは今からしていく必要はないかを質問させていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、新たな外出支援策の検討についてお答えをいたします。

現在、本市では、高齢者の外出支援事業としまして、高齢者タクシー利用助成事業やシニア元氣いきいき事業を実施しており、タクシーや樽見鉄道の積極的な利用により、高齢者の外出機会を増やすことに取り組んでいるところでございますが、例年、高齢者タクシー利用助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施しておりまして、利用者の方からはタクシー乗車券の金額や本事業の在り方につきまして、「満足をしている」「大変ありがたい」など多くの高評価をいただいているところでございます。

なお、新たな外出支援策といたしましては、タクシーや鉄道以外の公共交通機関の利用が考えられますが、現在、高齢者の一般的な傾向といたしまして、集団で外出する機会が減少し、多趣味により個人での行動が増加している状況下でもあり、また外出の目的が多様化していることから、今後も高齢者タクシー利用助成事業のアンケート結果などを参考に、現事業の問題点や市民ニーズを把握しながら、さらなる外出支援事業の充実化を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

今回の質問は、高齢者の外出支援という観点から、現状の施策で2025年以降、住民サービスの維持は可能かなという、そういう思いで健康福祉部長にお伺いしました。状況はコロナ感染症のように急激に変わります。一方で、技術は着実に進歩しています。今はうまくいっているからといって安心はできません。

公共交通に関して、今、M a a Sという言葉をよく耳にします。M a a Sとは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズを対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索、予約、決済等を一括で行うサービスです。M a a Sが普及すると交通手段の選択肢が拡大し、マイカーを持たなくても気軽に便利に移動できる環境が整備されます。地方における交通手段の維持、確保も期待できます。高齢者の運転免許も増える中、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化に伴って、移動手段が不足する地域が今後ますます増えていくことが懸念されています。A I、オンデマンド交通など、地域の輸送サービス、移動手段の維持、確保を図りながらM a a Sを活用することで、地方でも自ら運転することなく、ドア・ツー・ドアで便利な移動する環境が整備されると考えられますとありますね。

県地域公共交通計画（素案）では、地域公共計画の維持、活性化による誰もが暮らしやすい地域の実現を掲げています。全国それぞれの自治体で、地形、経済的背景、地域性はかなり違います。今も全国各地で様々な実証実験が行われています。各自治体で持続可能な施策を導入する必要があると考えます。本巢市も近い将来を見据えて拡充だけでなく、様々な手法を検討していくべきだというふうに考えております。以上です。

2点目です。市長をお願いします。

地域活性化に向けた事業について質問します。

コロナ禍の中、人の動きが活発化しています。外国人観光客の受入れも緩和されます。今までの自粛生活の中、私たちの価値観も大きく変わってきたようです。今、地域活性化に向けた新たな事業を展開する必要があると考えます。現在の社会状況の中、今後の事業方針について市長にお伺いします。お願いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、御答弁を申し上げたいと思います。

先ほど高田議員のほうからもお話がございましたように、泉南市長さん、先日6月1日に全国市長会がございまして、全国市長会の会場の中でお話をさせていただきました。大変お元気な市長さんで、またその後も御丁寧にまたお手紙もいただきまして、ぜひ一緒にできること、また先輩としてぜひ御教授をお願いしたいというようなことも書いてありまして、また可能なら、また一生懸命、また一緒になって、先ほどお話がありましたようにお互いふるさとを離れて、そして違うところで一緒に頑張っている者でございます。それぞれの知恵を、お互いに元気な市にしていけるために、何をどうやってというようなことも、またいろいろとお話ができればいいかなというふうに思ってお

ります。

それは前段のほうの話で、それでは本論のほうに入らせていただきたいと思います。

今、先ほど来お話がありますように、新型コロナウイルス感染症がなかなか収まっておりません。本県での新型コロナウイルス感染症拡大状況、第6波が下がり切らないまま、減少と増加を繰り返しておりまして、今なお高い感染水準で推移をしている状況でございます。

こうした中、岐阜県ではウイズコロナ総合対策ということで、感染防止と社会経済活動の両立、また高齢者などのハイリスクの方を守る体制整備、また県民生活や事業活動を支援する緊急対策の3つの取組を実施しており、感染症防止と社会経済活動の両立においてメリ張りのある事業を展開してきております。

県の3つの対策のうち、感染防止と社会経済活動の両立における具体的な取組といたしましては、基本的な感染防止対策を取りながら、飲食においてはエアロゾル感染の防止を強化するために、飲食店に対して換気設備工事の支援制度の創設、また先ほどもお話がありましたけど、観光においては県内観光割引「ほっと一息、ぎふの旅」キャンペーンの6月末までの延長、またインバウンド再開に向けて国が行う訪日観光実証事業への協力といった事業が今スタートしているところでございます。

本市における今年度のウイズコロナ対策としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、小・中学校等における感染症対策事業に加え、イベント列車乗車券や1日フリー乗車券に2,000円分のもとまる商品券をセットで販売することで、樽見鉄道の経営支援に加えて、商品券事業による6,000万円の市内企業への経済効果、さらに原油価格の高騰等を起因とした物価上昇でダメージを受けている家計への支援といった、いわゆる「三方よし」の考えによりまして実施する樽見鉄道企画列車等支援事業に加えて、今回補正で上げさせていただきましますけれども、子育て世帯への給付金といたしまして18歳以下の子ども1人当たり2万円を支給する支援事業、また事業者サポート補助金交付事業といたしまして、一定期間の売上げが減少している市内事業者の事業活動の継続と市内経済の活性化を目的に、販路開拓や新分野への展開を促す取組を支援する事業を今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

また、今回の補正予算に向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用によりまして、引き続き子育て支援ですとか、地域の活性化に向けた事業を引き続き検討をしているところでもございます。いずれにいたしましても、この数年のコロナ禍で地域経済は大きく落ち込み、アフターコロナを見据えた地域活性化に資する事業展開を進めてまいりたいと思っておりますが、まずは現状、いわゆる市民の方々に寄り添い、ウイズコロナ対策の完遂を第一に取り組みつつ、国・県の動向を注視しながら、今後も本市の現状を見極め、実情に応じた事業活性化事業を、交付金だけじゃなくて、県と市の事業経費も使いながら事業を検討してまいりたいというふうに思っております。

[8番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

**○8番（高田浩視君）**

ありがとうございます。

次の質問に入ります。

今定例会においては、今市長のお話にあったように、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の活用による補正予算が計上されています。内容は触れませんが、私は今までとは違うというふうに感じています。私はこの施策に地域活性化の意気込みを感じたんです。

先週ですが、国会で、福井県が結婚機運醸成を目的に2020年度に行ったハッピーマリッジ応援事業が議論されていました。同事業は、2020年度に9月補正予算に計上、結婚したカップル1,150組に5万円相当のカタログギフトを送ったほか、ウェディング動画や打ち上げ花火のイベントをプレゼントした。交付金約9,000万円を活用した。国の担当者は、コロナの影響で結婚式のキャンセルが続く中、減少が見込まれるブライダル関連事業などへの支援と結婚の機運醸成を図るためと承知していると答弁しました。県は、コロナ禍にあつて結婚を先延ばしするカップルも多い中、応援事業で背中を押し、婚姻数を微減に抑えることができたことと意義を強調しています。福井県は、新型コロナ対策においても、福井モデル、早期発見・早期治療・常時見守りの体制を確立し、感染拡大、重症化の防止を実行、感染拡大防止と経済活動の両立を展開しています。そういう中でのこの施策、福井県の地域活性化の意気込みを感じております。

それでお伺いします。

地域活性化につながるプロジェクトの必要性はありませんか、お尋ねします。

**○議長（黒田芳弘君）**

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

**○企画部長（高橋 誠君）**

それではお答えさせていただきます。

先ほどの市長の答弁にもお答えさせていただきましたように、このコロナ禍で大きく落ち込んだ地域経済を活性化するためには、アフターコロナを見据えた事業展開も必要であります。市長も申されましたが、まずはウイズコロナの対策を着実に進めることが必要であると考えております。

こうしたコロナ禍におきましても、本巢市第2次総合計画後期基本計画や第2期本巢市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる各種事業の着実な実施が地域経済の活性化に寄与する施策であると考えており、議員御質問の地域活性化につながるプロジェクトにつきましては、今後、国や県の動向や本市の状況を見据えつつ、必要となる財源に必要な事業による効果またプロジェクトの必要性そのものを検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

**○議長（黒田芳弘君）**

高田浩視君。

## ○8番（高田浩視君）

要望になります、違うんじゃないかと思えます。考えていないということですね。そういうお答えをいただくと、私の熱いものが今めらめらと燃え上がってきます。

私は、さきの定例会の後、日帰りの範囲で各地に足を伸ばしました。奈良、京都、研修で行きました川越、善光寺、小布施、ここは同じ日本か、地域や場所が違えばこんなにも考え方が違うのか、そんな思いです。予防接種しました。マスクは徹底しています。感染対策徹底しています。実行しています。検査しています。確実に実行しています。求められているのは自粛だけではありません。

この2年間、年金生活者や公務員の方は経済的な大きなダメージを受けていないはずで、自粛の我慢を強いられただけです。現状のままでよい、変わる必要はない。地域活性化なんて必要ないと考えていないでしょうか。少子高齢化、人口流出は今も進んでいます。ウイズコロナの対策を進めながら地域活性化は進められます。地域活性化が必要なのは現役世代の事業者であり、会社員です。彼らに育てられる子どもたち、そして未来の本巢市民です。

総務省地域力創造グループによる地方公共団体における地域活性化プロジェクトがあります。ポストコロナの社会を見据え、地域活性化につながるプロジェクトが全国各地で展開されることを目指しています。全国各地で展開されることを目指しているんです。こうした地域のプロジェクトに取り組む地方自治体を人材面、資金面で支援する取組です。地域活性化プロジェクトのイメージって、具体的には観光、古民家を活用した宿泊施設の整備、道の駅を核とした観光客の誘致、伝統文化・伝統技術を活用した工芸品の制作を行う工芸の整備、地域産業、特産品の開発や販路拡大、地元食材を使用したレストランの開業。午前中にもありましたね、農林水産業。地元農林水産業の6次産業化、ICT支援、ICTを活用した地域の見守り活動、スマート農業の導入支援、エネルギー、地元木材を活用したバイオマス発電事業の立ち上げ、サテライトオフィス、リモートワーク環境の実現。さらにテレビを見ていると、地方活性化をアピールする企業支援も目につきます。増えています。

例えばNTT東日本があります。そのホームページを確認しました。一緒につくる地域活性化、地域から未来をつくるプロジェクト活動事例をアピールされています。遊休スペース等の活用を通じたテレワークスペースの環境の構築、地方への移住促進等による地域経済の活性、デジタルリードの予約機能や問合せフォームを活用し、ウェブで来店予約の獲得と問合せ対応を実現、食農を起点としたまちづくりの実現に向けて、農業を起点としたスマートシティの取組、ドキュメントDXソリューションを活用し、自治体のデジタルシフトを支援、文書管理、電子化の実現、知見に基づく自治体業務の効率化を目指して。

本巢市においては、このような課題はないのでしょうか。解決済みなののでしょうか。どうも行政と市民の間にはギャップがあるようです。

次の質問に行きたいのですが、3番の質問は必要ないかなと思ったんですけど、通告しましたので、引き続き行わせていただきます。民間の人材の活用についてです。

民間の人材の活用については、12月の定例会で人材派遣型の企業版ふるさと納税の活用をお聞き

しました。活用事例がほとんどなく、難しいというお答えをいただきました。しかし、この事例、岡山県和気町ですか。しっかり実績を残されています。

そこで質問です。

今、行政は少子高齢化による人口減少、さらにコロナ禍、ウイズコロナの施策を的確に迅速に行わなければなりません。今後、さらに多様化、複雑化する課題を予見し、最新の手法や技術によって解決しなければなりません。本巢市においては、民間の人材の活用が不可欠と考えます。国は様々な支援策を用意しています。制度の活用を進める必要があると思います。

そこで、1点目の質問です。

民間の人材の活用はどのように行われているかお伺いします。

**○議長（黒田芳弘君）**

3項目めの1番の質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

**○企画部長（高橋 誠君）**

それでは、民間の人材活用はどのように行われていますかという御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のように、行政の高度化、多様化が進展する中、これらの変化に的確に対応して市民の期待する行政を推進していくには、行政を担う公務員について、新規の学卒者等の採用や内部育成を基本としながらも、部内育成だけでは得られない有為な外部人材を活用していくことが求められております。

このような観点から、民間人材の採用の円滑化を図るため、公務に有用な専門的知識等を有する者を任期を定めて採用し、高度の専門的な知識、経験等を有する者については、その専門性にふさわしい給与を支給することができるよう、平成12年11月に一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律、いわゆる任期付職員法が制定されております。

本市におきましても、この制度を活用し、林政の分野や幼稚園の園長など専門的な知識や経験を有する者として、現在9名の任期付職員が在籍しております。また、任期の定めのない非常勤の職員や一般職である会計年度任用職員につきましても、資格要件を満たす人材の登用が可能であり、子育て支援センターのサポーターや留守家庭教室の指導員など、様々な分野で専門的な知識を有する人材を採用しているところでございます。

そのほかにも、各種事業において専門家のアドバイザーとして委嘱しており、本巢市数学のまちづくり学術アドバイザーとして数学者の秋山仁氏や中島さち子氏を、本巢市ウォーキング・ランニングのまちづくりアドバイザーとしてプロランニングコーチの金哲彦氏を、またイベントアドバイザーとしてイベントコーディネーターの小島紀夫氏に専門的な立場から指導や助言をいただいております。イベントや講演会等においても講師を務めていただくなど、民間人材の活用を図っているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

専門家からのアドバイスを受けることが民間の人材の活用と考えてみえるということですね。次の質問です。

また、ここで入れるかという質問ですけど、DXの推進は進んでいますか、お尋ねします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、DX推進の状況につきましてお答えさせていただきます。

DX推進計画の策定に向けまして現在準備を進めているところでございますが、庁内のDXの取組につきまして、行政事務のデジタル化に向け、自治体職員が簡単にアンケートや申込みの作成、集計を一元管理できるデジタル化総合プラットフォーム、通称L o g o（ロゴ）フォームでございますが、こういったものや、庁内業務の効率化を図るための業務アプリを作成できる情報共有プラットフォーム、キントーンなどのツールを本年度試験的に導入し、全庁的にデジタル化に向けた取組を実施しているところでございます。

キントーンにつきましては、皆様もCMでおなじみだと思いますが、開発業者から自治体のDX推進のための業務支援なども受けられることから、民間のノウハウ等を取り入れながら順次進めていきたいと考えております。

また、今年度、勤怠管理システムの導入や今回補正予算で計上しております社会教育施設予約システムを導入し、業務の効率化及びその手続のデジタル化を進めてまいります。

引き続き、県や近隣市町村の動向にも注視しながら、行政各分野のデジタル化に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

一つ一つの取組は認めます。

私がお話ししているのは、本巢市として、このDXの推進に対して何に取り組み、何に取り組まないのか、はっきりさせることだと思います。DXの推進やこの民間人材の活用は目的ではないんです。手法です。課題解決のための手法の提案です。DXや民間の人材の活用は、数々の課題の解決につながるはずなんです。他の自治体がそうやってやっているんですから、そういう思いです。

それで、次の3点目の質問に入ります。

政府では、地方創生を人材面から支援するため、市町村への人材派遣を支援する地方創生人材支

援制度に取り組んでいます。この地方創生人材支援制度の活用についてお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、地方創生人材支援制度の活用はについてお答えさせていただきます。

地方創生人材支援制度は比較的規模が小さく、人材が不足しがちな市町に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として派遣し、地方創生の取組を支援するものとして、平成27年度、内閣官房及び内閣府を所管として創設された制度でございます。

具体的には、派遣先として原則10万人以下の市町村を対象としており、職種は、常勤職として副市町村長や地方創生を担当する幹部職員、また顧問、参与等の非常勤職員として地方創生に資するアドバイスを行う職員などが想定されております。派遣期間につきましては、常勤職が原則2年間、非常勤職は原則1年から2年間で、給与、報酬等は原則当該市町村が負担することになっております。

令和4年度の派遣分より、大学研究者派遣強化や脱炭素分野の知見を有するグリーン専門人材の新設、また内閣府の機関である官民人材交流センターとの連携にも取り組むとされております。当制度で、平成27年度から令和4年4月現在で、325市町村に対し延べ497名が派遣され、令和4年度では、75市町村に対し94名が派遣されております。地方創生の取組の一層の深化を図るためにも本制度は有効であると考えておりますが、派遣いただく人材に求める役割、職務内容などにつきまして明確な整理が必要であることから、本制度における人材の活用につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

私のほうで制度概要を補足します。地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村の補佐役として派遣、市町村からの派遣受入れの希望申請につき、各府省庁、民間企業と市町村のマッチングの支援を実施、派遣前に地方創生施策についての研修会を実施するとともに、年に数回、派遣者の取組報告や派遣先での課題を共有する、情報を共有する情報報告会、情報交換会を開催し、派遣者間のネットワークの構築をサポート。

令和4年度春帰還者の活動が紹介されています。石川県加賀市ですね。電通の広告制作のクリエイティブディレクターからシティプロモーション政策官として着任し、市のPR全般を担った。加賀市は2014年、日本創成会議で消滅可能都市に石川県金沢以南の自治体で唯一指摘された。人口減少の歯止めが市の施策の中心である。スマートシティー構想を掲げ、デジタル技術を中心とする先端技術の導入による産業構造の高度化及び人材育成に力を入れている。デジタルに関わる様々な施

策を都市圏の企業との官民共創で進めているが、その効果的PRにより、加賀市の知名度を高めるとともに、観光誘客のための企画や移住促進でのクリエイティブな専門職を生かした取組に努めたとあります。

県内においては、令和3年度に美濃加茂市、観光戦略マネジャーとしてJTBより、海津市に未来創生マネジャーとしてサントリーより、令和4年度は飛騨市がシティーブランディングディレクター商工観光部参与として博報堂、企画部参与としてサントリー、この制度は国が派遣人材を用意してマッチングする制度です。

令和4年度派遣に向けた協力業者の文書を抜粋しますが、これは国が出している文書です。意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として市町村に派遣しております。民間企業等の派遣者はそれぞれの知見や能力を生かして活躍しており、派遣先の市町村から高い評価をいただいております。民間専門人材の派遣については、今後5か年、2020年からの地方創生に向けた目標を定めた第2期まち・ひと・しごと総合戦略（令和元年12月20日閣議決定）において、多様な人々の活躍による地方創生の推進の観点から派遣拡大を図ることとしております。これを踏まえ、内閣官房、内閣府において市町村への派遣に御協力いただける企業等を広く募集し、貢献いただける分野、派遣の条件等を一覧にした協力情報リストを作成することで、市町村側と人材のニーズのマッチングの機会の拡大に取り組んでいるところです。今般、令和4年度派遣に向けて民間専門人材、デジタル分野を含む市町村に御協力いただく企業の募集を行いますとあります。

本巣市においては、第2期総合計画創生総合戦略計画に掲げる事業は、制度の活用を考えたくなくとも確実に実施できることというふうに理解します。

続いて、もう一つの制度があります。

地域活性化起業人制度です。この制度は、先月行いました大西議員、河村議員と、新人さんの皆さんと行った視察で訪問しました埼玉県越生町の温泉施設、指定管理から20年間の長期賃貸者契約を結んで経営している民間企業の経営者に教わりました。地域活性化起業人制度の活用についてお伺いします。

#### ○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

#### ○企画部長（高橋 誠君）

それでは、地方活性化起業人制度についてお答えさせていただきます。

地方活性化起業人制度（企業人材派遣制度）は、三大都市圏に所在する企業等の社員がそのノウハウや知見を生かし、一定期間地方公共団体において地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事するなど、地方自治体と企業等が協力して地域活性化や定住促進を図る取組を支援するものとして、総務省所管として創設された制度でございます。

具体的には、三大都市圏に所在する企業等の社員を受入れ自治体として要件を満たす市町村が受け入れ、観光振興、地域産品の開発、販路拡大、ICT分野、地域経済の活性化、中心市街地活性

化など、地域活性化に向けた幅広い活動に従事してもらいます。派遣期間は6か月から3年以内で、受入れ自治体が本制度に取り組む場合、受入れを要する経費につきましては特別交付税の対象となり、令和3年度実績ではございますが、特別交付税ベースで258市町村に対して395名が派遣されております。本制度は、民間のスペシャリスト人材を活用し、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開することができるため有効な方策ではありますが、先ほどの御質問でもお答えさせていただきましたが、受入れには派遣人材に求める課題や課題解決へのニーズを明確にする必要があることから、活用につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

ちょっと長くなりますけれども、再質問します。

企業と自治体が契約を行い、民間企業の社員を自治体に派遣します。自治体にとっては、民間企業で培われた専門知識、業務経験、人脈やノウハウを活用して外部の視点、民間の経営感覚、スピード感覚を得ながら地域の取組を展開できるのがメリットです。企業にとっては、多彩な経験を積ませることで若手の人材育成やキャリアアップ、または経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見できるなどメリットがあります。

令和3年度では、県下では高山市、美濃市、恵那市、美濃加茂市、白川町で6名活躍しています。驚きなのは三重県いなべ市です。12の企業、15名が活躍しています。多くの自治体で地域のデジタル化や観光まちづくりを推進するための採用実績や募集をホームページで公表しています。企業側もリクルートやソフトジャパンといった上場企業から、スタートアップやベンチャー企業まで幅広い業種・業態の企業で活用され、活動をアピールされます。

例えば自治体の募集事例を紹介しますと、栃木県さくら市、温泉資源を活用した観光マネジメント、マーケティング機能等の強化に関する指導、アイデアの支援、地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げ、旅行商品開発及び売り込みとあります。滋賀県米原市では、副市長を本部長とした米原新時代デジタルトランスフォーメーション推進本部を令和3年4月に創設し、全庁的に、横断的にデジタル化を推進する予定です。このことから各種取組を実現させるために仕切り役、調整役として次のような業務を行っていただきたいと考えています。庁内調査によって実現可能と判断した各種行政手続のオンライン化支援、2番、庁内各種事務のデジタル化、省力化、簡素化推進、3. 地域内外のデジタル化施策、地域DXの提唱です。

そこで質問です。

今、お答えにありましたが、最後のところです。言葉尻を取って大変申し訳ないんですけども、本巣市で問題解決のニーズは把握してみえるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの再質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

現在、議員が申されます現段階でのニーズ、目的等の整理につきましては、今現在把握していない状況でございます。そうしたところですが、答弁させていただきましたように、活用につきましては今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

高田浩視君。

○8番（高田浩視君）

最後は要望になります。

企画部長には、1年前にも健康福祉部長時代に大変厳しい意見を述べさせていただきました。決して嫌いではありません。いじめでもありません。頼っているんです。

今、問題がはっきりしているのか、問題解決が自前のできるのか、早急に判断する必要があると思います。アドバイスを受けるだけで解決できるなら現状でいいんです。先送りは解決になりません。問題解決のニーズがあるなら、企業版ふるさと納税人材派遣型、地方創生人材支援制度、地域活性化起業人制度、この活用を十分検討していただくことを要望して質問を終わりにします。ありがとうございました。

---

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月16日木曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集をください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時01分 散会

